

しまねの国保

S H I M A N E N O K O K U H O

5

2022.MAY
NO.568



SLやまぐち号—貴婦人—（津和野町）

VISION
— 視線の先に —

好きです津和野 これまでも そして、これからも

津和野町長 下森 博之



島根県国民健康保険団体連合会

VISION

1

好きです津和野
これまでも
そして、これからも

津和野町長 下森博之

就任のごあいさつ

6

関係機関と協力し「島根創生」に取り組む

島根県健康福祉部 部長 安食 治外

TOPICS

7

令和3年度 国調整交付金および
県繰入金による特別交付金の
確定状況について

速報

12

令和3年度 島根県国民健康保険医療費

報告

18

令和3年度重複・多剤投与者に対する
服薬情報通知事業

こくほ随想

21

医療保険制度は誰のためにあるか

日本年金機構 副理事長 樽見 英樹

保険者コーナー

22

国保ストリート

隠岐の島町 町民課 副主任 灘 健介

ガンバッテマス

大田市 健康福祉部 子ども家庭支援課 保健師 棟近あやか

健康にだんだん

24

あなたもきっとできる！ 身体活動のコツ

身体教育医学研究所うんなん 主任研究員 北湯口 純

お手軽！ ヘルシー料理教室

島根県栄養士会 郷原 志織

ホッと一息ココロの和カフェ

一畑薬師 管長 飯塚 大幸

国保連合会コーナー

28

事業実施計画

組織図・事務分掌・人事

新規採用職員紹介

連合会日誌

34

3月・4月

PHOTO



SLやまぐち号—貴婦人—(津和野町)

JR西日本山口線の新山口駅と津和野駅間を運行する臨時快速列車SLやまぐち号。漆黒の車体が煙と蒸気を噴き出しながら、ときおり力強く汽笛を鳴らして駆け抜ける姿は圧巻です。

SLやまぐち号として運転されるSLは2種類ありますが、写真は近代蒸気機関車の傑作機の一つとされ、「貴婦人」の愛称で親しまれるC57形。その記念すべき第1号機(C571号機)が山口線を走ります。

津和野は、やまぐち号の終着駅。ロマンあふれるSLの旅で、山陰の小京都を訪れてみてはいかがでしょうか。

※令和4年4月現在は、D51形が主として運行中です。

VISION

— 視線の先に — Vol.31

好きです津和野

これまでもそして、これから

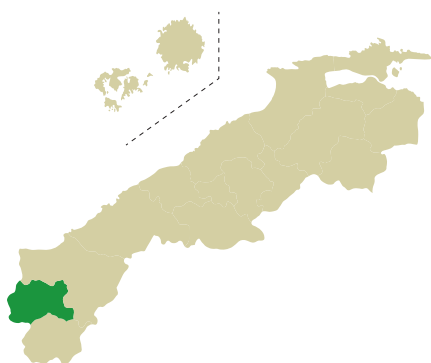
津和野町長
した もり ひろ ゆき
下 森 博 之

山陰の小京都 津和野町

歴史と文化が息づく美しい町並み

鷗外・周生誕の地が
人と自然に恵まれた教育の町へ

そんな津和野町を訪ね
下森町長の視線の先にある
「VISION」について伺いました



津和野町

面積：307.03km²

人口：6,859人

国保被保険者数：1,627人

(令和4年3月末時点)



津和野町イメージアップキャラクター
「つわみん」



山陰の小京都 日本遺産のまち 津和野町

国保連合会 竹中参事（以下、竹中）

本日は、よろしく願います。

下森町長は現在4期目ですね。町政のかじ取りも、現在は新型コロナウイルス感染症対策が優先されるかと思いますが、昨今の貴町の状況等はいかがでしょうか。

下森 博之 津和野町長（以下、下森町長）

2年以上にわたるコロナウィルスとの戦いは、その対応を模索する中で観光客の姿が消え、非常に厳しい状況となりました。本町は、観光が大きな産業で、年間約120万人の方にお越しいただいております。しかしコロナ感染症の拡大により、その数は大きく落ち込み、90万人を下回りました。GOTOトラベルや感染者数の波によつては回復の兆しが見えた時期もありましたが、地域経済は冷え込んでいます。感染拡大を抑えながら経済を回していくことは一足飛びにはいきませんが、今後を見据えた事業展開、経済対策を進めているところです。

竹中 ご苦労も絶えないことと思います。

貴町は、観光地として有名ですが、日本遺産のまちとしても話題になっていますね。

下森町長 本町は山陰の小京都とも呼ばれる風情ある美しい町並み、太鼓谷稲成神社、津和野城跡や多くの文化人の旧宅・記念館、SLやまぐち号など、世代を問わず楽しめる、歴史と文化の漂うまちです。

本町は「津和野今昔100景図を歩く」と題して、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー「日本遺産（Japan Heritage）」の認定も受けています。町に残された、百枚の絵図（百景図）に、幕末の津和野藩の風景、名所や自然、伝統芸能などが描かれており、当時の様子と現代



津和野町日本遺産センター

を対比させながら歴史の息吹を感じることが出来ます。多くの方に魅力を知っていただくため、津和野町日本遺産センターを開設し、専門スタッフによる解説案内を行っています。津和野にお越しの際は、ぜひお立ち寄りいただきたいと思います。

日本遺産を通したまちの活性化、地域振興は、官民一体となり、「民間への広がり」も意識して、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

文化人を多数輩出

竹中 貴町は、多くの著名人を輩出されていますが、歴史と文化の町たる礎とも言えますね。

下森町長 本町出身の偉人・文化人はとても多く、名前を挙げればきりがありません。お一人お一人が本町にとつての財産とも言えます。

その中で最も有名なものは、日本を代表する文豪・森鷗外でしょうか。今年は、森鷗外が津和野に生まれて160年、没後100年という節目の年にあたります。2月には、亡くなった



森鷗外記念館

地である東京都文京区で「鷗外ゆかりの地芸能サミット」が開催され、石見神楽も披露されたところ
です。

鷗外は10歳で津和野を離れてから一度もこの

地を踏むことはありませんでしたが、帰りたいという思いを持っていらつしやつたようです。津和野に駅が完成したあかつきには帰ると話されていたというエピソードも残っていますが、完成の1カ月前に東京で亡くなりました。

J R 津和野駅も開業から100年を迎えます。現在、津和野駅はリニューアル中で、8月に完成予定です。完成の折には、記念イベントを盛大に開催したいと考えています。

森鷗外と双璧をなすのは、西洋哲学者である西周^{にしあまね}でしょうか。昨年、岡山県津山市から声をかけていただき、大分県中津市と津和野町、「津」という字がつく3市町で、「蘭学・洋学 三津（さんしん）同盟」を結んだところです。津山市の津田^{つだ}真道^{まみち}、中津市の福沢諭吉、津和野町の西周など、江戸時代後期から明治初期の優れた蘭学者、洋学者を輩出した3市町で連携し、共同研究や企画展の開催など一体となった地域振興・観光振興の

取り組みを行う予定としております。これを機に両市との交流もまちづくりに生かしていきたいと思っています。

有名な画家である安野光雅先生も本町の出身ですが、町立美術館は開館20年を迎えました。

教育の町 津和野 高校魅力化の成果を人口減少対策へ

竹中 文化人、藩校、高校魅力化などが相まって、最近では、「教育の町」としてのイメージも強いように思われますが。

下森町長 歴史に照らし合わせても、先ほどの森鷗外や西周をはじめ、地質学の父と呼ばれる小藤文次郎、紡績業で有名な山辺丈夫など、全国で名を馳せた人物を多数輩出した藩校「養老館」があつた町です。教育という視点からのまわづくりは本町に相応しいものと考えています。

「教育の町」としての取り組みは、もともと島根県立津和野高等学校の支援としてはじまりました。私も卒業生ですが、当時は40人の4クラス、一学年で160人の生徒がいました。しかし、生徒がどんどん減少し、私が町長に就任した12年ほど前には2クラスに、しかも定員割れが続いていました。このままでは、一学年1クラスとなり、やがては閉校となってしまうと危惧されました。津和野高校は、藩校「養老館」に流れをくむ伝統校です。ましてや町内唯一の

—生徒と地域住民との交流—



トークフォークダンス



そば打ち体験

高等学校ですので、無くなってしまうことが町に与える影響は測り知れないものがあります。県立高校ではありますが、町としてもなんとか生徒数増加への支援を行わなければならないという思いでした。しかし、町内の子どもたちの数は限られています。その中で高校を存続させるためにはどのようなしたら良いかと考えると、全国から生徒を呼び込むしかありません。ただ単に来てくださいというだけではなく、「高校の魅力化」を図ることで全国から生徒が集まってもらおうと、役場の中に津和野高校支援係という部署をつくり、取り組んできました。

ありがたいことに、取り組みの成果が着実に現れています。全国から来てくれる生徒が増え、志願者数も定員を超えるまでになりました。皆が自分の人生に志を持ち、津和野で教育を受けることの意義を十分に理解した上で集まってくれています。そして、高校生活での学び、地域

と一緒に頑張って取り組んだことを糧に、それぞれが自身の進路へ大きく羽ばたいてくれています。

津和野高校に全国から生徒が集まってくれた成果を自信として、教育移住や定住、ひいては人口減少対策にもつなげていくことができるのではないかと、希望を持ったところです。現在、「0歳児からのひとつくり事業」として、幼児期から大人になるまで、まち全体が学びの場となる教育環境を目指し、努力しています。

竹中 どの市町村も、人口減少対策に取り組んでいらつしやいますが、興味深いアプローチですね。

下森町長 自然動態を増やすためには、安心して子育てをしていただけるような環境の整備、支援の充実を図る必要があると思います。本町では、昨年度からこども医療を拡大し、高校3年生までの自己負担を無くしました。この4月からは、保育料も0歳児から完全無料としたところです。しかし、どの市町村においてもさまざまな支援策を講じていらつしやいますので、それだけで人を呼び込むことは難しいところです。他に引けをとらない支援策を講じつつ、その上で津和野町ならではの特色ある取り組みが必要です。「教育の町 津和野」はまさにその一つと考えています。

また、社会動態としては、高校卒業に伴う転出や、自立が難しくなった高齢者がお子さんの住む地域へ転出といったケースが顕著にみられ

ます。それぞれ解決していかなければなりませんが、高齢者がいつまでも本町で安心して住み続けられる体制は、しっかりと整えなければなりません。医療と福祉の連携、地域包括ケアシステムの構築とともに、例えば病院の近くに高齢者の住環境を整えるなど、ソフトとハード両面からアプローチをしていく必要があると考えています。

「みんながハッピー！」

竹中 続いて、健康に暮らせるまちづくりへのビジョンについてお聞かせください。

下森町長 本町では、「津和野町健康増進計画」として策定した「健康つわの21計画」において、「みんながハッピー！〜元気で長生きをめざして〜」をスローガンに掲げ、①地域ぐるみで取り組む健康づくり活動、②ライフステージに基づいた健康づくり活動、③安心していきいきと暮らせる町づくり運動の三つの重点目標を定め、一人一人が生涯にわたり、主体的に健康づくりに取り組めるよう努めています。今年度で計画期間が満了となるため、現在は次期計画策定に向けた見直しを行っているところですが、これまで以上に、町民の皆さんの健康寿命延伸につなげる計画を策定したいと考えています。

高齢者の健康づくりと 検(健)診の受診率向上を

竹中 健康に暮らせるまちづくりを目指すための体制や力を入れている取り組み、特色ある取り組みをお聞かせください。

下森町長 健康づくりの主管課である健康福祉課と地域包括支援センターには、保健師、管理栄養士、看護師、社会福祉士を配置し、町民の皆さんが健康で安心して暮らせる体制を整えています。また、行政だけでなく、社会福祉協議会、PTA、老人クラブなどの関係機関とともに「健康で生きがいのある町づくり会議」を組織し、「健康つわの21計画」の推進に努めるとともに、町内の12地区で「健康を守る会」を組織し、地区目標を掲げ、健康づくりに取り組んでいます。

本町は高齢化率も高いため、フレイル予防・介護予防事業などに力を入れています。いきいき百歳体操では、年に一度、体力測定と健康運動指導士による体操指導を行います。昨年度から「ロコタス」というソフトを導入し、参加者の年齢や身体機能の測定結果をもとに、個々に応じた運動指導が



「健康を守る会」連絡会にて

行えるようになりまし
た。無理なく効率的に
運動ができ、参加者の
意欲向上や健康意識の
改善につながっています。
また、地域の通いの場
の運営を担う地域運動
推進員向け研修として、
作業療法士や言語聴覚
士などの専門職による
研修を実施し、町民の
方への健康づくりや介護予防に効果を上げて
います。



運動推進員向け研修会

現在、島根大学の地域ジョイント事業「じげ
おこしプロジェクト」として、高齢者の体力
測定や心身の状態把握、認知症対策などに対し、
大学が持っているノウハウや専門的知見を
生かした支援をいただいているところですが、
これからも高齢者の健康づくりに向けた取り
組みを、さまざま角度から実施していきたいと
考えています。

竹中 国保における課題等があればお聞かせく
ださい。

下森町長 本町は、以前から国保医療費が高く、
生活習慣病が上位を占めています。特定健診の
受診率も、5年ほど前までは40%前後と低迷し
ており、その向上もまた大きな課題でした。平成
31年度からはAIを活用した受診率向上支援

76・2%となりました。

本町は小さなまちですので、がん罹患者など、
一つの大きな疾病の発生が、1人当たり医療費
の増加に直結します。早期発見・早期治療が
とても重要であり、検（健）診受診率を
しっかりと上げていく必要があると思っています。
大腸がん検診の無償化や、乳がん・子宮頸がん
検診の土日実施など、ニーズに応じて取り
組んでいます。引き続き、現状把握・傾向の
分析に努めながら、対策を講じていきたいと
考えています。

ウエイトコントロールに励みます

竹中 最後に、下森町長ご自身の健康法について
お聞かせください。

下森町長 健康法と言われると、とても難しい
質問ですね。毎年人間ドックを受けています
が、そのたびにご指導いただいています（笑）。



特定保健指導の様子

事業に取り組み、
昨年度は50・4%まで
向上したところです。
特定保健指導に
ついても、島根県
在宅保健師等の会
「ぼたんの会」の協力
をいただき、令和
2年度の終了率は



健康法の質問に笑顔で答える下森町長

の場も多く、それを言い訳に、機会があるたび
飲み過ぎてしまっています。また残念なことに、
飲むと食べたくなってしまうタイプです。

ここ2年ほどは、コロナ禍の影響でお酒の席
も無くなり、幸いなことに、体重がかなり落ち
ました。せっかくですので、もとに戻らない
よう、ウエイトコントロールくらいは努力して
いきたいと思っています。



太鼓谷稲成神社へ続く千本鳥居の参道



城下町の風情が残る殿町通り

反省はするの
ですが、なかなか
普段の生活に
つながっていま
せん。毎回「体重
を落としましょ
う」と言われま
すが、仕事柄、お
酒のお付き合い



島根県健康福祉部 部長

安^あ食^{じき}治^{はる}外^と

皆さま方の御協力のもと円滑に制度運営ができたと考えております。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く情勢は大変厳しい状況であることに変わりはなく、生活に必要不可欠な医療の確保と、だれもが医療を受けられるよう、社会保障制度のベースとなる国民健康保険制度を将来にわたり安定的に運営していくことが引き続き重要な課題であります。

国においては、人生100年時代を見据えた社会保障制度改革の構想が示されるなど、少子高齢化に対応したさまざまな制度改革が進められております。島根の国民健康保険制度が、こうした時代の変革の中にあつてよりよいものとなるよう、市町村や国保連合会の皆さま方と連携して取り組んでまいります。

県では、結婚・出産・子育てへの支援や、県民の健やかな暮らしを支える保健・医療・介護の充実、地域共生社会の実現など「島根創生」の取り組みをしっかりと進めてまいります。今後とも皆さま方と協力し取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

就任のごあいさつ

関係機関と協力し

「島根創生」に取り組む

新緑の候、皆さま方にはいよいよよご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびの定期人事異動により健康福祉部長を務めることとなりました。

新型コロナウイルス感染症が国内において最初に確認されてから早2年が経過しましたが、その後もウイルスの変異や度重なる感染の拡大など、収束の兆しはいまだ見通せない状況にあります。県民の皆さまや医療関係者の皆さま

には、感染の拡大防止にご尽力いただいておりますことにより感謝申し上げます。

こうした状況の中にあつて、国民健康保険は「国民皆保険の最後の砦^{とりで}」として、我が国の社会保障制度において重要な役割を担っており、安心して医療を受けることができるよりどころであります。

平成30年4月に都道府県が財政運営の責任主体として運営に加わりましたが、これまで

令和3年度 国調整交付金および県繰入金による 特別交付金の確定状況について

島根県健康福祉部健康推進課

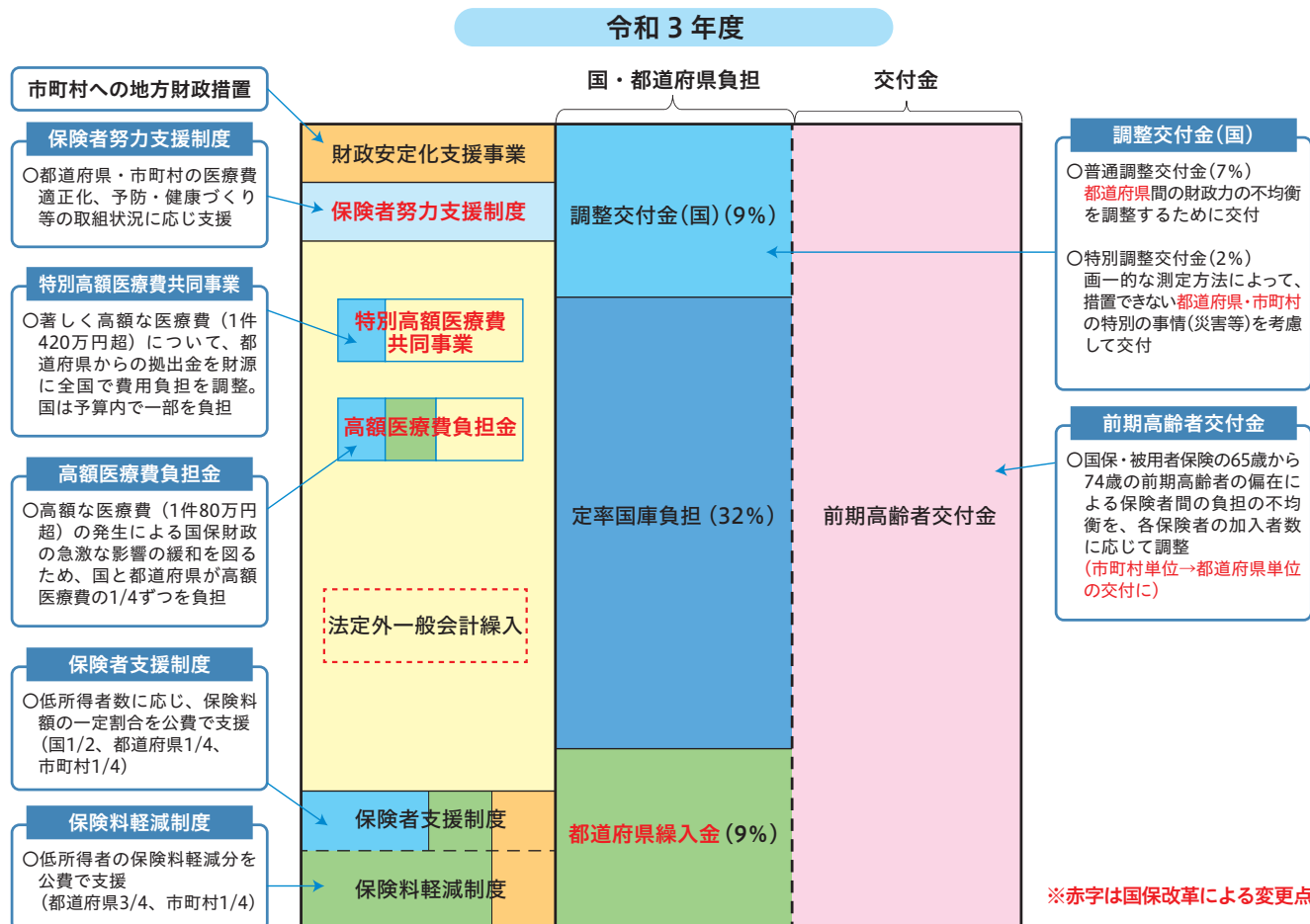
令和3年度の国調整交付金(財政調整交付金、後期高齢者医療費支援金財政調整交付金および介護納付金財政調整交付金。以下「国調整」という。)と、都道府県繰入金による特別交付金(以下「県繰入金」という。)の概要と確定状況について、とりまとめましたのでお知らせします。

国保財政の概要

平成16年度以前の国保財政は、保険給付費等総額の50%を療養の給付等の実績に対する定率負担(以下「療給等負担金」という。)と国調交による国庫負担で、残る50%を保険料(税)(以下「保険料」という。)で賄っていました。

しかしながら、市町村国保の財政運営は厳しく、保険者間の財政力に不均衡が生じていることから、平成17年度には市町村国保の安定的運営を目的とした県調整交付金(以下「県調交」という。)、さらに平成20年度からは前期高齢者(65歳から74歳)の偏在による保険者間の医療費格差を是正するための前期高齢者交付金が創設される等、財政調整の仕組みが導入されてきました。

図1 国保財政のイメージ



また、保険料で賄う部分に対しても、高額医療費に係る市町村負担の平準化や、保険料軽減に伴う収入の減少に対する補填などを目的とした各種の財政支援が行われています。

厳しい財政状況を受け、国保財政の仕組みは大きく変動してきた経緯があります。また、平成30年度施行の国保法改正により、財政運営の主体が都道府県となったことに伴い、平成29年度まで市町村へ交付していた県調交が県繰入金となるなどの変更が生じています。財源構成イメージは、図1のとおりです。

令和3年度の調整交付金の概要

調整交付金は、昭和33年に定率国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するために設けられた制度です。住民所得、家族構成、産業構造等により、被保険者の保険料負担能力には市町村間において格差が生じていたことが背景にあります。平成29年度までは市町村の財政力の不均衡調整としての調整交付金でしたが、前述のとおり平成30年度施行の国保法改正により、財政運営の主体が都道府県となった

表1

☆普通調整交付金（算定政令第4条第2項）

都道府県の国保財政力を一定の基準によって測定し、一定基準以下の都道府県に対して、その程度に応じて国の予算の範囲内で交付

☆特別調整交付金（算定政令第4条第3項）

画一的な財政力の算定方法によっては措置できない特別の事情がある場合に、それらの事情を考慮して交付

- 算定省令第6条1号イ…災害等により保険料（税）を減免
1号ロ…非自発的失業者に係る保険料（税）を軽減
1号ハ…生活困窮者等の一部負担金を減免
1号ニ…災害等により一部負担金を減免
1号ホ…流行病、災害による療養給付費等が多額
1号ヘ…地域的特殊疾病に係る療養給付費等が多額
1号ト…原爆被爆者に係る療養給付費等が多額
1号チ…原爆対象被爆者に係る療養給付費等が多額
1号リ…療養担当手当に係る額
1号ヌ…特別療養給付に係る額
1号ル…へき地直営診療所
1号ヲ…その他特別の事情（◇市町村の特別事情）

附則第7条第2項…結核性疾患及び精神病に係る療養給付費等が多額
◇1号ヲ「その他特別の事情」の内訳

（各年度の通知で規定、令和3年度の場合）

- エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施
- 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること
- 保健事業に関する費用があること
- 離職者に係る保険料（税）の減免に要した費用が多額であること
- 非自発的失業者の保険料（税）軽減措置による財政負担が多額であること
- 特別事情による財政負担増加等があること
 - 令和3年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること
 - 保険者努力支援制度の評価指標に基づき、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組を実施したこと
- 特別な事情とみなされるもの
 - 後発医薬品の普及促進に要した費用があること
 - 保険料（税）におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること
 - 保険料（税）の特別徴収と口座振替の選択制実施に要した費用があること
 - 非自発的失業者の保険料（税）軽減措置に係るシステム改修等に要した費用があること
 - 被扶養者であった者の保険料（税）の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用があること
 - 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること
 - 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること
 - 全国建設工事業国保組合の無資格加入者に対し療養費の支給を行ったことによる財政負担があること
 - 退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多額であること
 - 制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること
 - 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴う改修
 - 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴う改修
 - 保険料（税）に係る延滞金の取扱い変更に伴う改修

- 低所得者に係る保険料（税）軽減及び保険者支援の拡充に伴う改修等
 - 保険料（税）の賦課（課税）限度額の見直しに伴う改修等
 - 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴う改修等
 - 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴う改修等
 - 70歳以上の高額療養費の見直しに伴う改修費（平成29年8月実施分）
 - 70歳以上の高額療養費の見直しに伴う改修費（平成30年8月実施分）
 - 個人所得課税の見直しを踏まえた保険料（税）等の見直しに伴う改修等
 - 未就学児の被保険者均等割軽減の導入に伴う改修等
- 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること
 - 東日本大震災による財政負担増があること
 - 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること
 - 住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知及び保険料（税）収納対策の実施に要した費用があること
 - 海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の不正請求対策等に要した費用があること
 - 国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成に要した費用があること
 - 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政負担増があること
 - 未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があること
 - 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に要した費用があること
 - 国民健康保険の被保険者資格確認事務に要した経費があること
 - 市町村事務処理標準システムをクラウド構成（DBサーバも仮想化）で導入するために要した費用があること
 - 市町村事務処理標準システムを導入するために要した費用があること
 - マイナンバーカードの取得促進に要した費用があること
 - 新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること
 - 令和2年7月豪雨による財政負担増があること
 - 制度改正に伴う市町村の国保事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増等があること（交付要件6.（3）. ①～⑤を除く）

算定省令第6条第2号（都道府県の特別事情）

- 20歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響があること
- 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること
- 都道府県が行う保健事業に関する費用があること
- 保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため必要があること（追加激安緩和措置）
- 都道府県内の市町村が、特別調整交付金交付基準のうち、国民健康保険の保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいることの発展的解消に伴う経過措置の交付対象保険者に該当していること

ことに伴い、都道府県間の財政力の不均衡を調整するための普通調整交付金（以下「国普調」という。）と、画一的算定では措置できない特別の事情に対して交付する特別調整交付金（以下「国特調」という。）に大別されています。その構成は表1のとおりです。

本県の令和3年度確定額は対前年度比47.8%減の49億5047万円となりました。その内訳は表2のとおりです。

普通調整交付金

国普調は、医療分と後期高齢者支援分および介護分とに区別され、都道府県間における財政力の不均衡を調整するために国より交付されるものです。

令和3年度確定額は対前年度比6.07%減の36億8615万円でした。この交付金の算定方法の概略は図2のとおりです。

特別調整交付金

一方、国特調は、国普調によっては措置できない、特別の事情がある都道府県および市町村に対して「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（以下

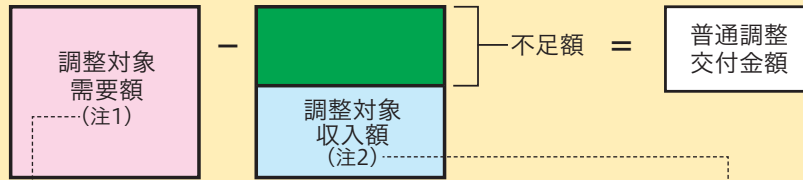
表2 令和3年度 調整交付金内訳

普通調整交付金		令和2年度		令和3年度		対前年度比(%)・備考
		市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	
普通調整交付金		(県全体)	3,924,200	(県全体)	3,686,147	▲ 6.07
特別調整交付金（市町村向け）	1号イ 災害等により保険料（税）を減免	1	188	0	0	▲ 100.00
	1号ロ 非自発的失業者の保険料（税）軽減	14	7,870	15	13,989	77.75
	1号ル ヘき地直営診療所	10	137,990	10	146,449	6.13
	小計		146,048		160,438	9.85
	1号ヲ その他特別の事情					
	エイズ予防に関する知識の普及啓発	2	25	2	30	
	直営診療施設の運営	4	13,886	3	4,001	
	保健事業に関する費用	5	36,603	5	38,471	
	離職者に係る保険料（税）の減免	1	5,523	1	6,183	
	非自発的失業者の保険料（税）軽減措置による財政負担	13	5,580	17	4,979	
	経営努力分・保険者努力支援分	19	55,233	19	68,451	
	後発医薬品の普及促進	16	6,893	19	9,283	
	特別徴収・口座振替選択制実施	2	36	2	36	
	非自発的失業者軽減措置に係るシステム改修	1	352	0	0	
	被扶養者であった者の減免措置	12	10,588	13	7,599	
	臓器提供意思表示に係る様式変更	2	71	1	30	
	適正受診に係る普及啓発	0	0	1	190	
	制度改正等によるシステム改修等	0	0	12	21,513	
	国保の財政負担となる影響額等	1	772	0	0	
	東日本大震災による財政負担増	2	144	2	171	
	KDBシステム等を活用したデータ作成費	0	0	19	2,230	
	市町村事務処理標準システムのクラウド構成	3	22,315	3	16,037	
	市町村事務処理標準システムの導入	3	170,598	3	256,354	
	マイナンバーカード取得促進	4	449	2	25	
	新型コロナウイルス感染症	16	94,952	14	62,726	
	令和2年7月豪雨災害	1	390	1	284	
	小計		307,560		376,478	
	1号ヲ計		424,410		498,593	17.48
	附則 結核、精神に係る医療費が多額	17	411,923	18	325,893	▲ 20.88
特別調整交付金（市町村向け）計			982,381		984,924	0.26
特別調整交付金（都道府県向け）	特別な事情					
	20歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響		37,256		38,498	
	国民健康保険の財政負担		0		39,033	
	都道府県が行う保健事業		6,407		24,982	
	追加激変緩和措置		37,944		28,540	
特別調整交付金（都道府県向け）計			197,607		208,053	5.29
特別調整交付金（暫定措置）		(県全体)	94,860	(県全体)	71,348	
調整交付金合計			5,199,048		4,950,472	▲ 4.78

図2 普通調整交付金の算定方法

測定基準^(※)を用いて、都道府県の財政需要（調整対象需要額）および財政収入（調整対象収入額）を算定し、調整対象需要額が調整対象収入額を超える都道府県に対して、その超える額を基準として交付される。

(※) 測定基準：都道府県の財政力の測定を合理的な算定基準を用いて行う画一的測定基準



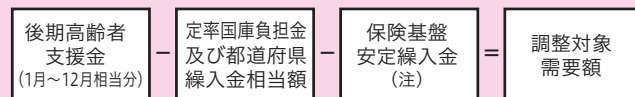
(注1) 調整対象需要額

医療分の調整対象需要額の範囲

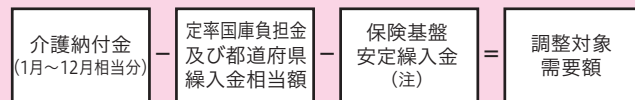


※都道府県内の市町村がホ～ヌ、ヲ及び附則（算定省令第4条第1項第1号イに掲げる費用の額を基礎として算出した額）に該当することにより都道府県に交付される特別調整交付金は、普通調整交付金の算定において調整対象需要額から控除される。

後期高齢者支援分の調整対象需要額の範囲



介護分の調整対象需要額の範囲



(注) 平成15年から平成26年度までは、保険者支援分を含む。
(平成27年度から恒久化)

(注2) 調整対象収入額（医療分）の算定方法

療養の給付等、後期高齢者支援金および介護納付金に対応して、都道府県が確保すべき理論上の保険料額であり、その算定は応益保険料と応能保険料に分けられる。

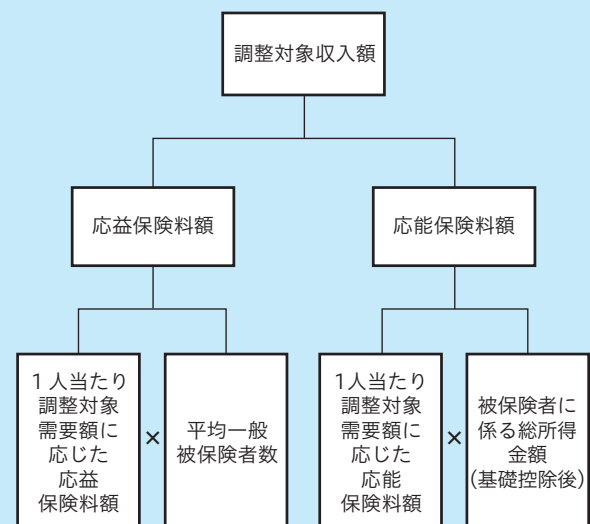


表3 令和3年度 県2号繰入金内訳

区 分		令和2年度		令和3年度		対前年度比(%)・備考
		市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	
(旧特別調整交付金) 2号繰入金	医療費適正化特別対策事業	19	98,649	19	98,245	▲0.41
	医療費通知の実施	19	19,658	19	19,830	0.87
	後発医薬品の普及促進の実施	17	1,831	18	1,762	▲3.77
	収納率の確保・向上	18	55,500	18	58,000	4.50
	収納率向上特別対策事業	19	55,868	19	55,485	▲0.69
	滞納者に対するきめ細かな対応	3	3,384	5	6,695	97.84
	保健事業（特定健診実施率向上）	14	48,300	13	29,800	▲38.30
	保健事業（特定保健指導実施率向上）	9	16,050	10	13,750	▲14.33
	国民健康保険制度の運営、推進	11	4,870	12	5,612	15.24
	その他特別な事情によるもの	19	329,793	19	370,494	年度により内容が異なる
	2号繰入金（旧特調）合計		633,903		659,673	4.07

「算定省令」という。）で定めるところにより交付されるもので、保険料の減免額や療養の給付等の額が調整対象需要額等に対して一定割合を超えたときや、経営努力が顕著であるなどの特別な事情に応じて交付されます。

市町村向け項目の令和3年度確定額は対前年度比0.26%増の9億8492万円でした。

令和3年度県繰入金の概要

県繰入金は、平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴って生じたもので、国民健康保険法第七十二条の二の規定により、県繰入金として保険給付費等交付金の9%部分を県一般会計から県国民健康保険特別会計に繰り入れるものです。平成29年度までの県普通調整交付金（以下「県普通調」という。）および県特別調整交付金（以下「県特調」という。）に相当するものになります。このうち、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付等に活用される部分（6%相当分）と県内の市町村の特殊な事情に応じたきめ細かい調整等のために活用される部分（3%相当分）に大別されます。（以下、便宜

上、前者を1号繰入金、後者を2号繰入金と呼びます。）

1号繰入金

1号繰入金は平成29年度までの県普通調に相当するもので、前述のとおり、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付に活用される部分になります。

2号繰入金

2号繰入金は平成29年度までの県特調に相当するもので、県内の市町村の実情に応じたきめ細かい調整等のため、対象となる事業や経費に基づき、保険給付費等交付金（特別交付金）として各市町村に交付しています。

令和3年度確定額は対前年度比4.07%増の6億5967万円となりました。

令和3年度の実績は表3のとおりです。

おわりに

平成30年4月から国民健康保険法が改正され、都道府県が財政運営の責任主体として国保の保険者に加わり、市町村とともに保険者として国民健康保険の運営を担っ

ています。

国保の都道府県単位化にあたり、国普通調は都道府県間の財政力格差を調整する仕組みとなり、都道府県が交付を受けることになり、国特調は子どもの被保険者数に応じた交付や、精神疾患、非自発的失業者に対する財政支援が拡充されています。

都道府県では国保特別会計を平成30年度に設置し、県調交等を繰入れ、国保事業費納付金等算定時の激変緩和の財源として活用しており、また、国調整交付金で調整しきれない部分に対しては、保険給付費等交付金（特別交付金）として財政調整を行っています。

本県としては、今後とも安定的な財政運営が実現できるよう努めてまいりますので、引き続き適正な事務処理についてご協力いただきますようお願いいたします。

制度の普及・医療費の抑制・健康づくり等をサポートします

健診結果の通知用ツールとしてご利用ください

特定健診・注目すべき3つのポイント



あなたの健診結果は
いかがでしたか？

HE320790

A4判／表紙共6頁
巻き三つ折
カラー

定価70円

特定健診 あなたの結果は いかがでしたか？



HE441170

A4判／表紙共4頁
カラー

定価45円

Support Your Healthcare and Lifestyle 健診結果の読み方・ 生かし方



HE320780

監修／
順天堂大学客員教授
奈良信雄

BEATRIX POTTER™
© Frederick Warne & Co., 2022

A4判／表紙共8頁
カラー

定価80円

保険証カードケース

ジェネリック 希望カード付き 保険証ケース



TB013070

サイズ:60mm×98mm
素材:PP 0.2mm

定価40円

お問い合わせ・ご注文は電話またはFAXで



東京法規出版

〒532-0011 大阪市淀川区西中島7丁目4番21号 ホーククレセント第2ビル5F

電話 (06)6303-1021 (代表) FAX (06)6303-1009

フリーダイヤル 0120-102524 ●ホームページアドレス● <http://www.tkhs.co.jp/>

国保費用額は608億7257万円

—対前年度2.68%増—

令和3年度 島根県国民健康保険医療費

(令和3年3月～令和4年2月診療分)

(国保連合会速報値)

令和3年度の医療費について、本会での審査支払額が確定したので、速報値として公表する。集計対象は、令和3年3月から令和4年2月診療分まで。

令和3年度の費用額は約608億7257万円で、対前年同期比15億8910万円の増となった。コロナ禍における受診控え等の影響により費用額が大きく減少した令和2年度から一転、元年度と同水準まで増加した。レセプト件数も、前年度に比べ大きく増加している。以降、対前年同期比で島根県全体の主だった特徴などを掲載する。

●平均被保険者数(図1、表2)

令和3年度の平均被保険者数は12万7075人で、対前年同期比で1482人の減(▲1.15%)となった。被保険者数は継続して減少傾向にある。

なお、退職はほぼ全ての人が65歳に到達し、一般へ移行している。

●レセプト件数(表1、2)

レセプト件数は239万2332件で、対前年同期比で6万2525件の増(2.68%)となった。コロナ禍における受診控え等の影響が緩和されたことが、レセプト件数の増加にも表れたものと思われる。

●診療日数(表1)

診療区分別にみると、入院が572件の増(1.33%)、入院外が2万9673件の増(2.44%)、歯科が8715件の増(3.54%)、調剤が2万3565件の増(2.86%)となった。

診療日数は297万6581日で、対前年同期比で3万161日の増(1.02%)となった。診療区分別では、入院が1万2400日の減(▲1.66%)、入院外が4万454日の増(2.27%)、歯科が2107日の増(0.51%)となった。

図2 費用額の推移(一般+退職)

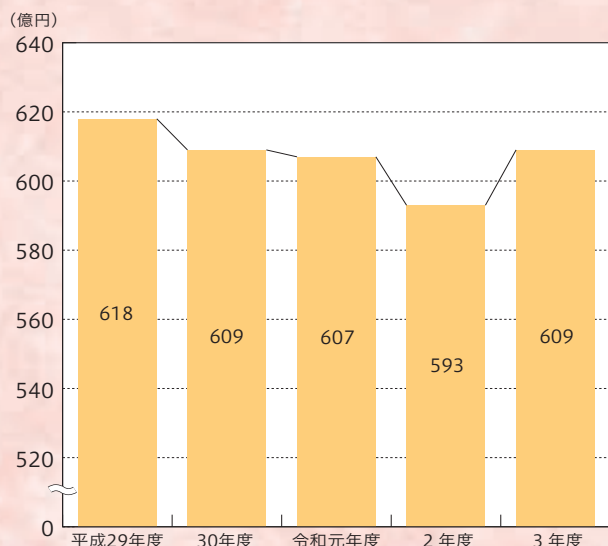
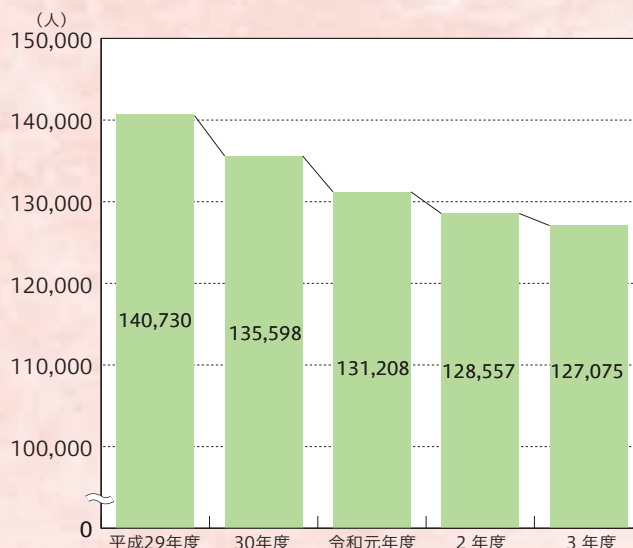


図1 平均被保険者数の推移(一般+退職)



●費用額(図2、表1、2)

費用額は約608億7257万円
で、対前年同期比で約15億8910
万円の増(2.68%)となった。
診療区分別では、入院が約1億
9730万円の増(0.73%)、
入院外が約9億164万円の増(4.
88%)、歯科が約1億1060万
円の増(3.33%)、調剤は約3億
7956万円の増(3.59%)と、
全ての診療区分で増加した。

●1人当たり費用額
(図3、表1、3)

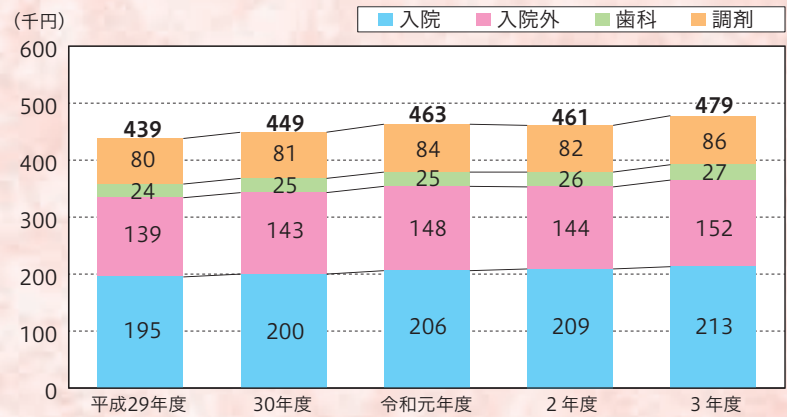
1人当たり費用額は47万9035
円で、対前年同期比で1万7897
円の増(3.88%)となった。
診療区分別では入院が4000円の
増(1.91%)、入院外が8774円
の増(6.11%)、歯科が1173円
の増(4.53%)、調剤は3950
円の増(4.80%)となった。

●受診率(表1、3)

受診率(1人当たりレセプト件
数)は1215.26%で、対前年
同期比で44.36ポイントの増(3.
79%)となった。

診療区分別では、入院が0.84
ポイントの増(2.52%)、入院外が

図3 1人当たり費用額の推移(一般+退職)



34.42ポイントの増(3.64%)、
歯科が9.10ポイントの増(4.
75%)と、全ての診療区分で大きく
増加している。

●1件当たり日数(表1)

1件当たり日数は1.93日で、
対前年同期比で0.03日の減(▲
1.53%)であった。

診療区分別では、入院が0.51日の
減(▲2.93%)、入院外が0.01日

表1 国保医療費等の状況(一般+退職)

	入 院			入院外			医科(入院+入院外)		
	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)
レセプト件数(件)	42,892	43,464	1.33	1,216,237	1,245,910	2.44	1,259,129	1,289,374	2.40
診療日数(日)	747,347	734,947	▲1.66	1,784,139	1,824,593	2.27	2,531,486	2,559,540	1.11
費用額(千円)	26,910,734	27,108,036	0.73	18,462,179	19,363,823	4.88	45,372,912	46,471,859	2.42
1人当たり費用額(円)	209,326	213,326	1.91	143,609	152,383	6.11	352,935	365,709	3.62
受診率(%)	33.36	34.20	2.52	946.05	980.47	3.64	979.41	1,014.67	3.60
1件当たり日数(日)	17.42	16.91	▲2.93	1.47	1.46	▲0.68	2.01	1.99	▲1.00
1日当たり費用額(円)	36,008	36,884	2.43	10,348	10,613	2.56	17,923	18,156	1.30
1件当たり費用額(円)	627,407	623,689	▲0.59	15,180	15,542	2.38	36,035	36,042	0.02

	歯 科			調 剤			合 計		
	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)
レセプト件数(件)	246,179	254,894	3.54	824,499	848,064	2.86	2,329,807	2,392,332	2.68
診療日数(日)	414,934	417,041	0.51				2,946,420	2,976,581	1.02
費用額(千円)	3,325,348	3,435,945	3.33	10,585,214	10,964,774	3.59	59,283,474	60,872,578	2.68
1人当たり費用額(円)	25,866	27,039	4.53	82,337	86,287	4.80	461,138	479,035	3.88
受診率(%)	191.49	200.59	4.75				1,170.90	1,215.26	3.79
1件当たり日数(日)	1.69	1.64	▲2.96				1.96	1.93	▲1.53
1日当たり費用額(円)	8,014	8,239	2.81				20,121	20,451	1.64
1件当たり費用額(円)	13,508	13,480	▲0.21	12,838	12,929	0.71	25,446	25,445	0.00

の減（▲0.68%）、歯科が0.05日の減（▲2.96%）と、全ての診療区分において減少した。

●1日当たり費用額（表1）

1日当たり費用額は2万451円で、対前年同期比で330円の増（1.64%）となった。

診療区分別にみると、入院が876円の増（2.43%）、入院外が265円の増（2.56%）、歯科が225円の増（2.81%）となった。

●1件当たり費用額（表1、3）

1件当たり費用額は2万5445円で、対前年同期比で1円の減となった。

診療区分別にみると、入院が3718円の減（▲0.59%）、入院外が362円の増（2.38%）、歯科が28円の減（▲0.21%）、調剤が91円の増（0.71%）となった。



表2 保険者別平均被保険者数・医療費等の状況（一般＋退職）（レセプト件数および費用額は医科・歯科・調剤の計）

保険者名	被保険者数（人）			レセプト件数（件）			費用額（千円※）		
	令和2年度	令和3年度	伸び率（%）	令和2年度	令和3年度	伸び率（%）	令和2年度	令和3年度	伸び率（%）
松江市	34,275	34,108	▲0.49	620,772	648,865	4.53	14,776,374	15,726,563	6.43
浜田市	9,988	9,807	▲1.81	199,665	199,886	0.11	5,157,502	5,107,816	▲0.96
出雲市	30,799	30,626	▲0.56	569,059	584,319	2.68	14,193,525	14,358,638	1.16
益田市	9,472	9,350	▲1.29	186,216	190,869	2.50	4,297,427	4,310,646	0.31
大田市	7,129	7,005	▲1.74	130,696	134,057	2.57	3,499,274	3,457,206	▲1.20
安来市	7,583	7,369	▲2.82	127,137	128,137	0.79	3,488,816	3,677,163	5.40
江津市	4,549	4,483	▲1.45	85,207	87,052	2.17	2,623,568	2,758,141	5.13
雲南市	7,279	7,145	▲1.84	133,197	136,077	2.16	3,558,504	3,599,804	1.16
奥出雲町	2,570	2,534	▲1.40	46,349	48,190	3.97	1,147,226	1,237,270	7.85
飯南町	979	956	▲2.35	16,685	17,457	4.63	502,322	502,147	▲0.03
川本町	659	652	▲1.06	11,132	11,126	▲0.05	405,222	384,870	▲5.02
美郷町	977	953	▲2.46	17,947	17,622	▲1.81	529,872	507,603	▲4.20
邑南町	2,445	2,409	▲1.47	39,423	40,188	1.94	998,446	1,043,833	4.55
津和野町	1,713	1,671	▲2.45	35,447	35,761	0.89	923,892	916,410	▲0.81
吉賀町	1,350	1,298	▲3.85	26,390	26,310	▲0.30	655,837	643,548	▲1.87
海士町	558	554	▲0.72	5,957	5,890	▲1.12	241,836	225,086	▲6.93
西ノ島町	760	752	▲1.05	10,321	10,668	3.36	326,308	367,318	12.57
知夫村	207	203	▲1.93	2,228	2,177	▲2.29	89,646	75,924	▲15.31
隠岐の島町	3,360	3,295	▲1.93	45,445	45,904	1.01	1,542,636	1,598,682	3.63
市町村計	126,652	125,170	▲1.17	2,309,273	2,370,555	2.65	58,958,234	60,498,669	2.61
医師国保	1,905	1,905	0.00	20,534	21,777	6.05	325,240	373,909	14.96
県合計	128,557	127,075	▲1.15	2,329,807	2,392,332	2.68	59,283,474	60,872,578	2.68

※千円未満四捨五入

表3 保険者別医療費諸率の状況(一般+退職)

(医科・歯科・調剤の計)

保険者名	1人当たり費用額(円)			受診率※(%)			1件当たり費用額(円)		
	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)	令和2年度	令和3年度	伸び率(%)
松江市	431,108	461,077	6.95	1,194.87	1,253.00	4.86	23,803	24,237	1.82
浜田市	516,362	520,855	0.87	1,281.92	1,305.76	1.86	25,831	25,554	▲1.07
出雲市	460,838	468,840	1.74	1,167.21	1,205.81	3.31	24,942	24,573	▲1.48
益田市	453,682	461,052	1.62	1,187.11	1,228.76	3.51	23,078	22,584	▲2.14
大田市	490,834	493,516	0.55	1,194.63	1,240.67	3.85	26,774	25,789	▲3.68
安来市	460,073	499,027	8.47	1,139.81	1,181.71	3.68	27,441	28,697	4.58
江津市	576,683	615,222	6.68	1,194.83	1,237.96	3.61	30,791	31,684	2.90
雲南市	488,877	503,846	3.06	1,223.14	1,271.62	3.96	26,716	26,454	▲0.98
奥出雲町	446,349	488,299	9.40	1,108.22	1,164.91	5.12	24,752	25,675	3.73
飯南町	513,055	525,395	2.41	1,095.01	1,184.73	8.19	30,106	28,765	▲4.45
川本町	614,672	590,594	▲3.92	1,067.27	1,079.24	1.12	36,402	34,592	▲4.97
美郷町	542,392	532,404	▲1.84	1,301.44	1,317.57	1.24	29,524	28,805	▲2.44
邑南町	408,445	433,275	6.08	1,102.39	1,144.17	3.79	25,326	25,974	2.56
津和野町	539,342	548,392	1.68	1,221.83	1,258.77	3.02	26,064	25,626	▲1.68
吉賀町	485,985	495,799	2.02	1,142.73	1,187.67	3.93	24,852	24,460	▲1.58
海士町	433,203	406,598	▲6.14	972.68	962.82	▲1.01	40,597	38,215	▲5.87
西ノ島町	429,305	488,725	13.84	897.15	942.55	5.06	31,616	34,432	8.91
知夫村	433,596	374,314	▲13.67	907.87	900.74	▲0.79	40,236	34,875	▲13.32
隠岐の島町	459,073	485,123	5.67	904.35	932.20	3.08	33,945	34,827	2.60
市町村計	465,507	483,338	3.83	1,177.45	1,221.84	3.77	25,531	25,521	▲0.04
医師国保	170,722	196,311	14.99	736.09	782.97	6.37	15,839	17,170	8.40
県合計	461,138	479,035	3.88	1,170.90	1,215.26	3.79	25,446	25,445	▲0.00

※受診率の算出には調剤レセプト件数を含めていない

受診率向上の手法・保険者努力支援制度の対策をご提案いたします

キャンサースキャンでできること

島根県国保連合会と共同で、未受診者対策を行っています

POINT 1 対象者選定

誰に何を送るべきかを
人工知能で解析する

※特許取得(特許第6548243号)

POINT 2 送り分け



特性に合わせた受診勧奨資料

(マーケティング技術を
駆使したメッセージ)

POINT 3 効果検証

効果検証して
次につなげる株式会社キャンサースキャン info@cancerscan.jp
〒141-0031 東京都品川区西五反田1-3-8五反田PLACE 2F

▼お気軽にご相談ください

☎03-6420-3390

図4 1人当たり費用額（一般＋退職）
（令和3年3月～令和4年2月診療分）

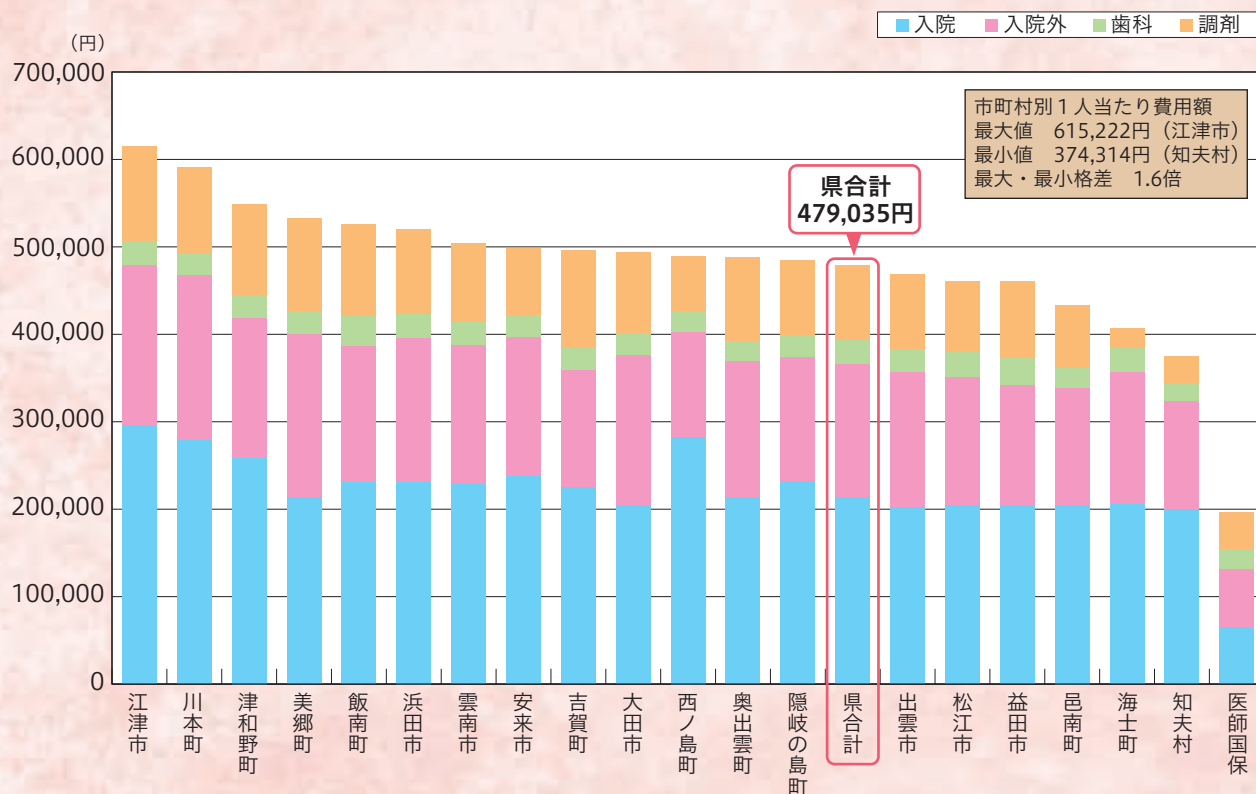


図5 1人当たり費用額の診療区分別内訳【県合計との差】（一般＋退職）
（令和3年3月～令和4年2月診療分）

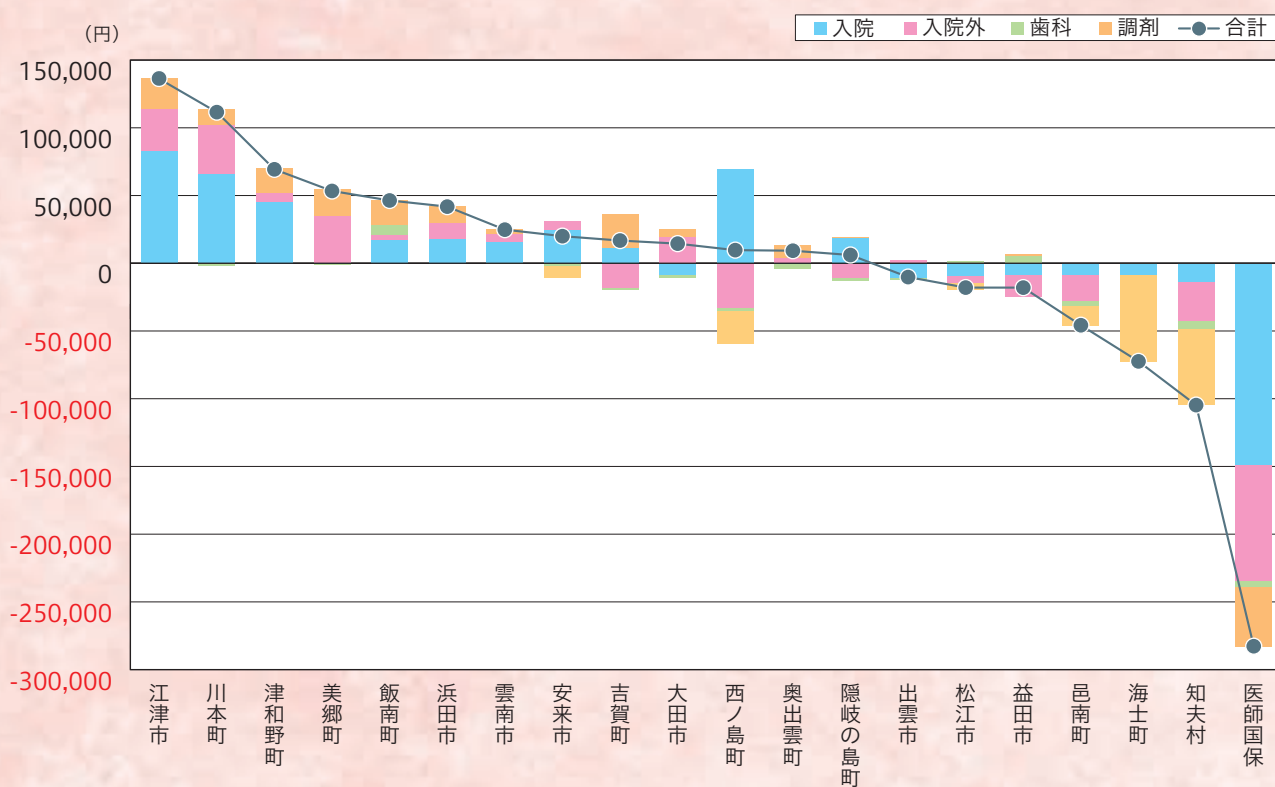


図6 保険者別1人当たり費用額（一般＋退職）
（令和3年3月～令和4年2月診療分）

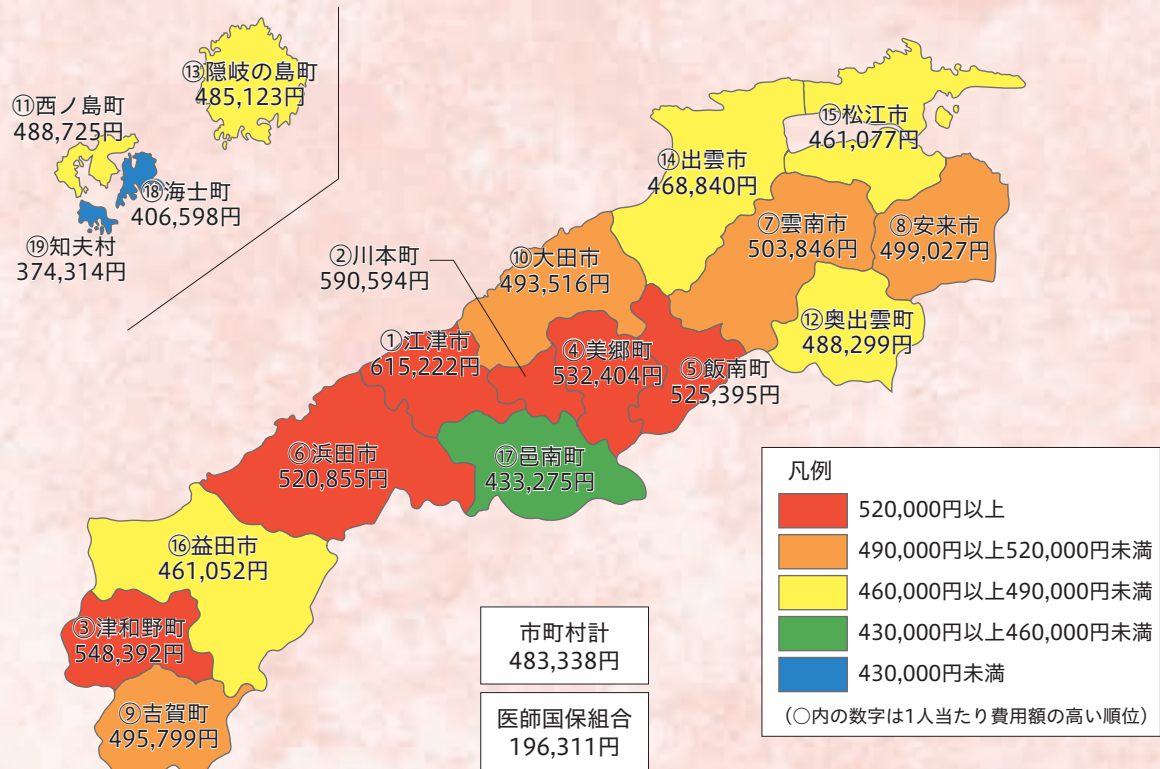
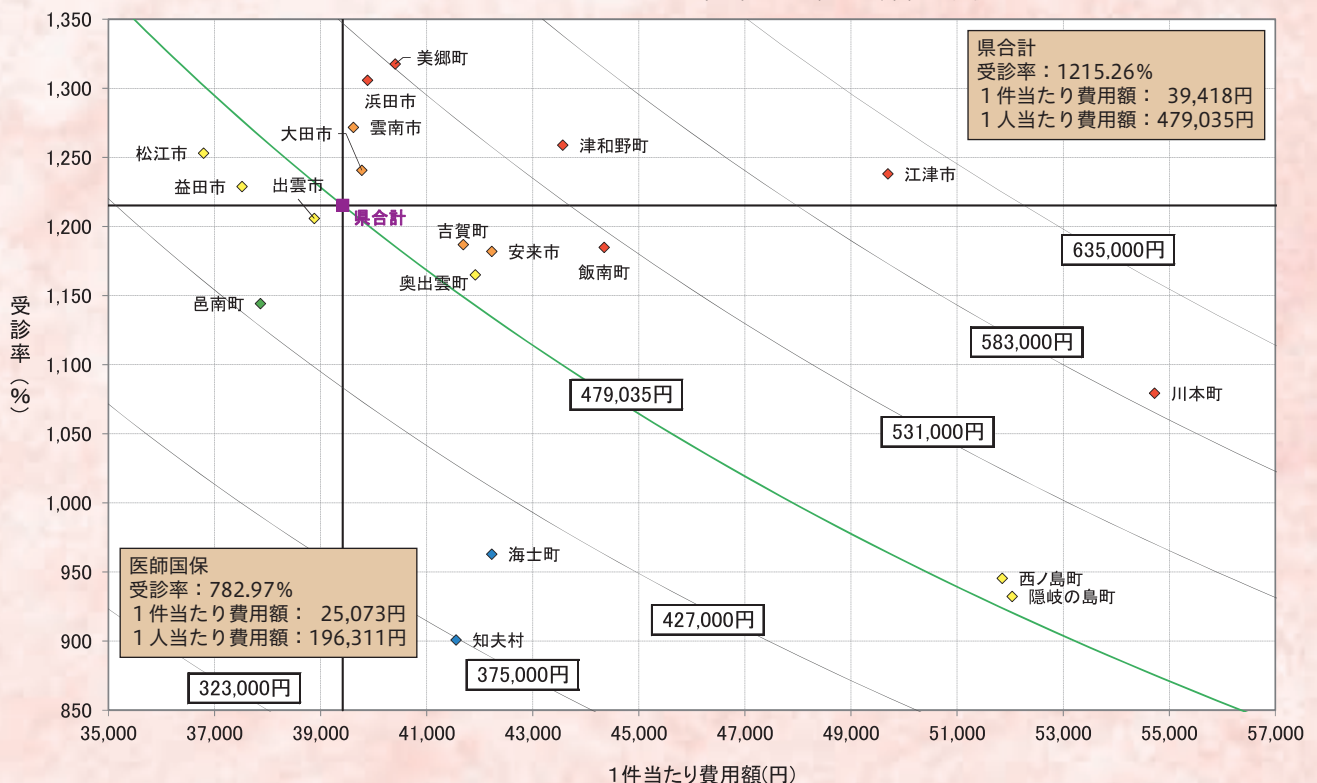


図7 1件当たり費用額と受診率の相関図
（令和3年3月～令和4年2月診療分）

（医科＋歯科＋調剤）

※受診率および1件当たり費用額の算出には調剤件数を含めていない
 ※曲線は1人当たり費用額を表す
 ※市町村ごとの配色は、図6の凡例に対応している



2000人強へ服薬情報を通知 重複服薬は約6割が改善

令和3年度 重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業

本会では島根県と協力のもと、ポリファーマシー※対策として、「重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業」を令和3年度から開始。重複・多剤服薬が疑われる被保険者に対して、過去の処方内容を通知し、かかりつけ医、薬剤師への相談を促した。

令和3年度事業には、県下17市町村と医師国保組合が参加。なお、市町村分については、島根県が国保ヘルスアップ支援事業を活用して実施した。以下、通知事業の結果等について掲載する。

※ポリファーマシー
多剤服用の中でも健康に害をなすもので、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下（患者が治療方針の決定に参加し、その決定に従った服薬治療が適切に行われなくなる）等の問題につながる状態を指す。

通知には令和3年1月から4月診療分までのレセプトデータを用いた。ここから、複数の医療機関から処方を受けている者で、4月時点において服用している薬剤（14日分以上処方されている内服薬）の種類数が、各保険者の指定する基準を上回っている被保険者2098人を抽出し、通知対象とした（図1）。

対象者には7月末、過去の処方内容を通知。通知実施後、8月から11月診療分のレセプトデータから、11月時点における服薬状況を集計し、通知前後の比較により効果を検証した。なお、検証できたのは、通知対象者のうち、1828人（87・1％）であった。通知の効果については、次のとおり。

多剤服薬の改善状況

通知後に薬剤種類数が減少した被保険者は591人で、通知対象者の

28・2％において多剤の改善が確認された。

なお、44・1％で変化なし、14・9％で逆に薬剤種類数が増えたという結果となったが、通知対象者の全ての人に服薬上の問題があるわけではなく、適切な管理のもと、多くの薬剤を服用している場合もある。一方で、通知がかかりつけ医等への相談に結びつかなかったケースもあると考えられる（図2）。

また、通知対象者1人当たりの薬剤種類数を通知前後で比較すると、長期処方薬は12・3種類から11・2種類へ、1・1種類減少した（図3）。

重複服薬の状況

本事業においては、同一成分の薬剤について、服用期間が重複している被保険者を重複服薬者として集計した。

通知対象者のうち、重複服薬者と

判定されたのは355人であったが、通知を実施したことにより、209人（通知前の58・9％）で重複服薬が改善された（図4）。

なお、重複している薬剤として特に多かったものは、入眠剤や精神安定剤であった。

禁忌服薬の状況

本事業においては、併用禁忌の薬剤について、服用期間が重複している被保険者を禁忌服薬者として集計した。

通知対象者のうち、禁忌服薬者と判定されたのは32人であったが、通知を実施したことにより、16人（通知前の50・0％）で禁忌服薬が改善された（図5）。

併用禁忌の組合せとしては、解熱鎮痛剤のようなアセトアミノフェンを含む薬剤との併用により、肝障害を引き起こす可能性のあるものが多かった。

財政効果

（薬剤費の削減効果額）

通知対象者のうち、薬剤費の減少が確認できた人について集計した結果、1月当たりの削減効果額は200万円強であった。通知を行ったことにより、服薬状況の改善に一定の効果が確認できたことから、通知対象者を拡大することさらなる財政効果も期待できる。

保険者努力支援制度における獲得点数の向上 (市町村分)

重複・多剤投与者に対する取り組みは、保険者努力支援制度の保険者共通指標として設定されている。

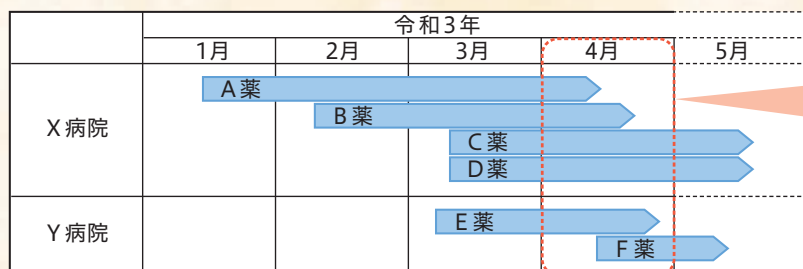
本県においては、令和2年度までは取り組みが進んでおらず、本指標における市町村平均獲得点は50点満点中、20.5点で全国最下位であったが、今回、共同事業として多数の市町村が取り組みを強化した結果、48.4点(全国7位)まで点数を伸ばした(図6)。

まとめ

このたび、初の試みとして服薬情報を通知したところ、薬剤数の減、重複・禁忌服薬の改善を確認することができた。これは、単に通知による効果だけでなく、保険者における個別指導、医療機関および薬局の協力による相乗効果と言える。

本会としては、令和4年度も本共同事業を継続して実施することで、保険者努力支援制度における支援を行いつつ、ポリファーマシーの是正や薬剤費の適正化を推進していく。

図1 通知対象者の抽出イメージ



複数医療機関を受診している被保険者について、4月に服用している薬剤数(長期処方されている内服薬の種類数)を集計。
※図のイメージでは6種類とカウント

※通知対象者の抽出基準…
市町村は10種類以上、医師国保組合は6種類以上

図3 通知対象者1人当たり薬剤種類数の状況

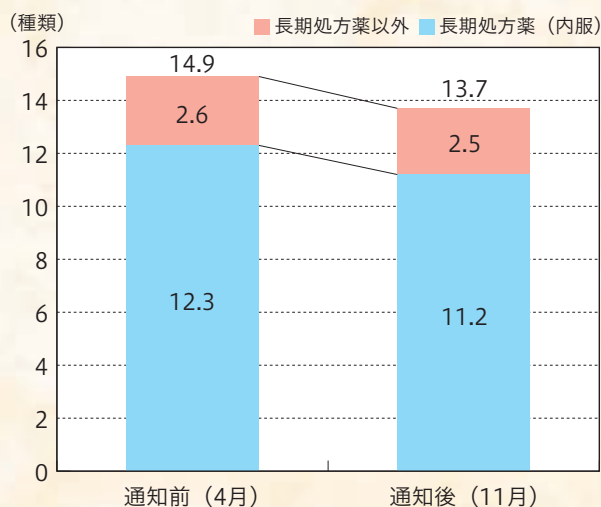


図2 通知対象者の状況

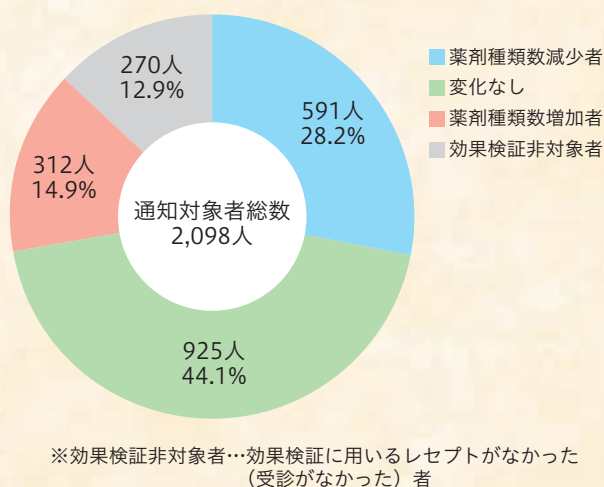


図5 禁忌服薬者の状況

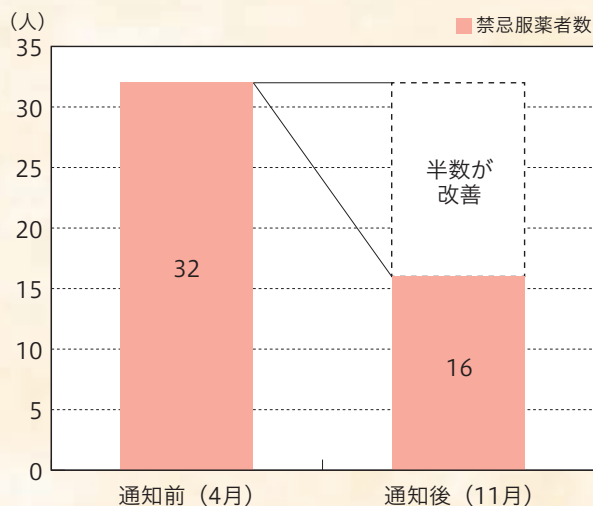


図4 重複服薬者の状況

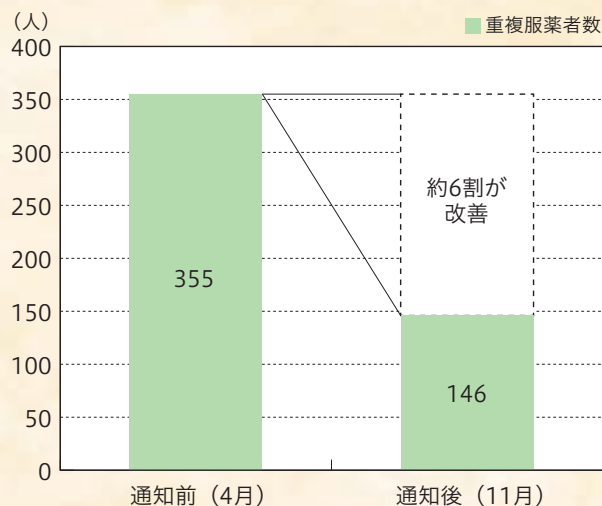
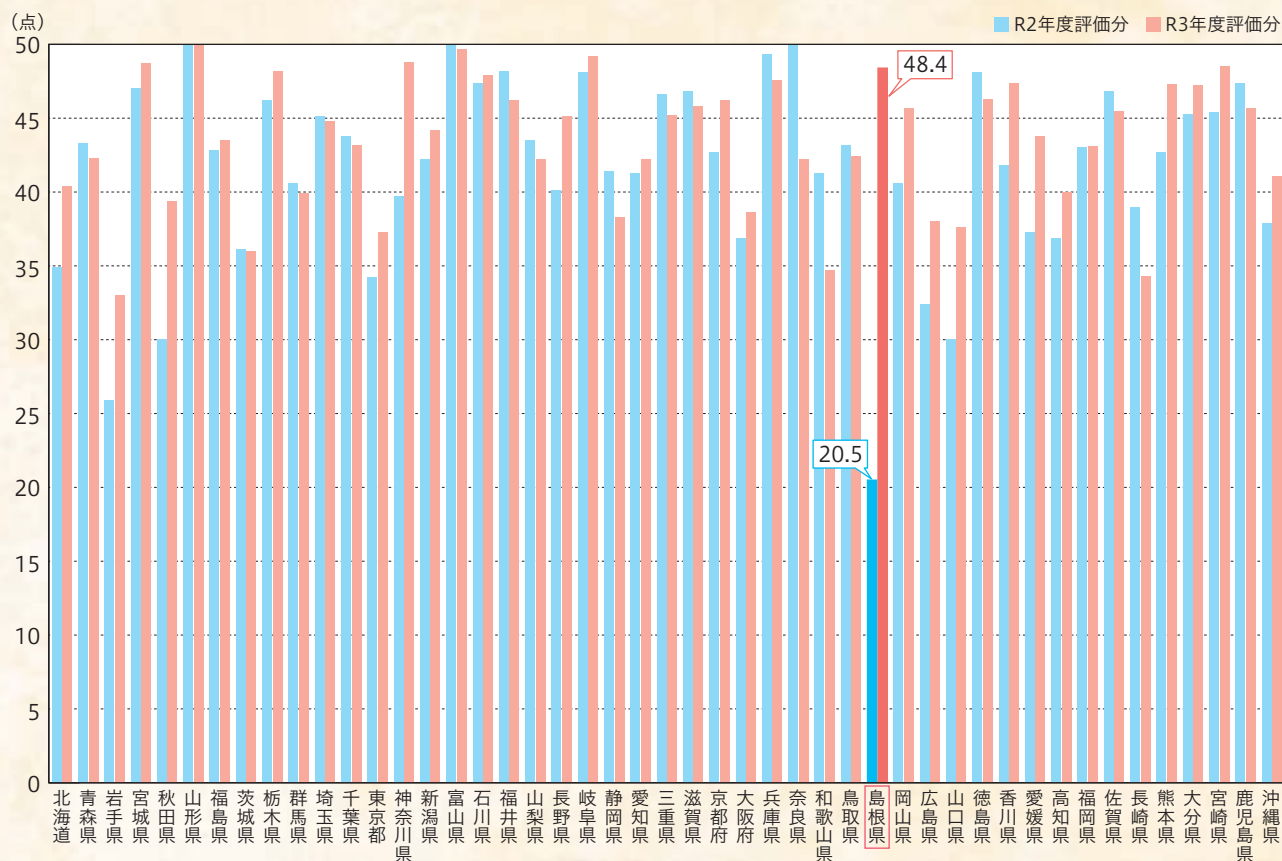


図6 保険者努力支援制度（市町村分）都道府県別平均獲得点の状況
【重複・多剤投与者に対する取組】



※全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議（令和3年度）参考資料から作成

出版物のご案内

見本進呈

多多数配布をご検討の場合、ご連絡をいただければ見本をお届けいたします（原則1部無償・書籍は除く）。

11249 年度版 国保担当者ハンドブック 2021



■A5判／
960頁1色
■改訂25版
■令和3年6月発行
2022年度版
6月発行予定

定価 4,620円
(本体 4,200円+税)

11279 年度版 運営協議会委員のための 国民健康保険必携2021



■A5判／
210頁1色
■改訂27版
■令和3年6月発行
2022年度版
6月発行予定

定価 3,080円
(本体 2,800円+税)

11156 年度版 後期高齢者医療制度 担当者ハンドブック2021



■A4判／
418頁2色・1色
■改訂14版
■令和3年7月発行
2022年度版
6月発行予定

定価 4,840円
(本体 4,400円+税)

80613 国保のこぼし 2017年3月改訂版



■A5判／148頁1色
■平成29年3月発行
■発行
（公社）国民健康保険中央会
■発売
社会保険出版社

定価 1,100円
(本体 1,000円+税)

ご担当者向け書籍

11521 年度版 生活習慣病のしおり2022 ーデータで見る生活習慣病ー



■A4判／
62頁カラー・
122頁1色
■令和4年3月発行

定価 1,430円
(本体 1,300円+税)

11622 年度版 がんのしおり2022 ーデータで見るわが国のがんー



■A4判／
64頁カラー・
54頁1色
■令和4年3月発行

定価 1,430円
(本体 1,300円+税)

新刊のご案内

82251 正しく使って賢く医療費削減！ 適正受診・適正服薬



■A4判／4頁カラー／
リーフレット

本体 40円+税

46231 この一言で賢く薬選び！ 「お薬はジェネリックで」



■A4判／4頁カラー／
リーフレット

本体 40円+税

※ご注文いただきました商品の発送にかかる送料は別途となります。

株式会社 社会保険出版社
http://www.shaho-net.co.jp

お問い合わせ 大阪支店 TEL 06(6245)0806

大阪市中央区博労町4-7-5 〒541-0059
本社 TEL.03(3291)9841 / 九州支店 TEL.092(413)7407



健康経営優良法人
2022

医療保険制度は誰のためにあるか



樽見 英樹

たるみ ひでき

生年月日
1959年11月21日

日本年金機構 副理事長
前厚生労働事務次官

【学歴】

1983年 3月 東京大学法学部卒業

【職歴】

1983年 4月 厚生省入省
1993年 5月 在米国日本国大使館一等書記官
1998年 4月 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課長
2004年 7月 総務省行政管理局管理官
2008年 7月 社会保険庁総務部総務課長
2012年 9月 厚生労働省大臣官房人事課長
2013年 7月 厚生労働省大臣官房年金管理審議官
2016年 6月 厚生労働省大臣官房長
2018年 7月 厚生労働省保険局長
2019年 7月 厚生労働省医薬・生活衛生局長
2020年 3月 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
2020年 9月 厚生労働事務次官
2021年10月 厚生労働省退官
2022年 1月 日本年金機構 副理事長

短時間労働者への健康保険・厚生年金の適用が進む。今年10月からは従業員100人以上の企業についても週20時間以上の労働者を適用とする（これまでは500人以上の企業）などの改正が施行されることとなっている。このことを先日ある講演の場で話した際、「それは国保を弱体化させることになるのではないか」との質問が出た。パート労働者などの短時間労働者は国保被保険者のなかでは相対的に見れば若くて経済的に安定した層に属し、それを社会保険に持つていくというのは国保の側が財政的に厳しくなることにつながるのではないか、という懸念である。

しかし短時間労働者は、国保に

入っている人ばかりではない。むしろ健康保険・厚生年金の被扶養者になっている人も多い。そうした人々を含めて、どのような給付や保険料負担の仕組みを持った保険制度の対象とすることがふさわしいのかという視点から、まず、適用範囲の問題は考えていかなければならない。夫が働き妻は家を守るというモデルが過去のものとなり、就労形態が多様化する中で、勤務や生活の実態が被用者のものであるならば、それにふさわしい給付があり、保険料に事業主負担もある被用者としての制度を適用するのが本筋だということにならざるを得ない。ご指摘は分かるが、医療保険

の制度はまずは被保険者のためにあるのであって保険者のためにあるのではないということは理解していただかなくてはならないという趣旨のことを、もう少し整理の荒っぽい言い方だったけれど、そのとき私はお答えした。

なお、そのときは持ち合わせていなかったが、制度改正が検討されていた当時の医療保険部会の資料によれば、短時間労働者の被用者保険への適用により、国保サイドの財政も実はわずかに改善するとされている。国保の側でも収入のない被扶養者が一定程度脱退すること、対象となる人の収入と国保被保険者全体の平均収入との関係などからそう推計されるということであり、要すれば、これまでさまざまな手立てが取られてきた国保の財政対策の中で受け止められるような構造にはなっているということだ。

私は厚生労働省を昨年秋に退き、今年から日本年金機構に勤務している。制度を企画する立場から保険者として実務を運用する立場に移ったことになるが、そこで改めて感じるの、運用できない制度は絵に描いた餅にすぎないということだ。制度の趣旨を具体的な効果ある形にするためには、制度の立て方から日々の運用方法に至るまでさまざまな整理や工夫が必要で、その後のことがともすれば軽視されすぎて

きたことがなかったかとも、これまでの自らの公務員生活を振り返って反省する。

最初の問題に戻ると、この問題は薬の作用と副作用の関係と似ていると思う。被保険者の給付や負担に関して保険者の運営に生ずる問題は「副作用」ということになるかも知れないが、だからといって軽視してよいということにはならない。薬は効いたが患者は死んだ、のでは元も子もない。しかし、同時に、保険者の安定的な運営の確保も、もともと制度が被保険者のためにしつかり機能するようにするためだ。このバランスを取りながら進めることが、難しいけれど大切なのである。こうしたことを考えながら、今は年金制度の運営を誤りなく進めることができるように日々一つ一つの問題に対処するのが私の仕事である。これまで本欄を担当されてきた歴代の皆さん方に比べれば見識不十分と言わざるを得ないのを恐れているが、かつて制度を企画する側に身を置き、今はそれを実務として運用する側にいる者として、社会保障や医療保険をめぐる皆さん方に何がしかお役に立つことをこれから月に一度、綴っていければと思っています。どうかよろしくお願ひします。

記事提供 社会保険出版社

国保 ストリート



着替えを嫌がる愛娘です

子育てについて



隠岐の島町 町民課
副主任

なだ
灘

けんすけ
健介

私

は、隠岐の島町に採用されて3年目となります。採用時から国保年金係に配属され、

昨年度までの2年間は主に保健事業を担当しておりました。3年目となる今年は、主に後期高齢者医療保険や国保の窓口業務を担当しております。初めのころは健康保険制度や保健事業についてわからないことばかりで、周りに助けられてばかりでした。3年目の今年は、周りの方に迷惑をかけないよう、スムーズに業務をすすめていけるよう頑張っていきたいと思っています。また、保健事業を2年間やってきましたが、自分自身の健康診断では、毎回何かしら引っかかっており、メタボ予備群とも診断を受けました。町民の方に対し、健診事業を通して日々生活習慣病の啓発を行っていましたが、啓発を受けるべきなのは自分だったと事業を振り返って強く感じ、今後は生活習慣の見直しに努めたいと思います。

そんな私ですが、妻と4歳の娘との3人暮らしをしていて、毎日慌ただしい日々を送っています。先日、まったく言うことを聞かない娘の対処方法を見つけたのでご紹介したいと思います。

私の娘ですが、「ごはん食べなさい」「早く着替えなさい」「歯磨きなさい」と言っても「まだ遊びたい」「やりたくない」とまったく言うことを聞いてくれませんでした。今までは叱ったり、

「鬼に電話する」と言ったりしてなんとかしようとしたが、大泣きをして逆効果でした。

どうやったら言うことを聞いてくれるだろうかと悩んでいたとき、思い切って娘の言うことに全て応えたらどうなるかと思い試したところ、上手に切り替えができるようになりました。娘に対し全力でイエスマンになり、一旦満足させて一区切りつけるということが重要なかなと思います。

ただ甘やかしているだけのように感じると思いますが、娘の意見を最大限尊重することで今のところうまくいっているのです、このまま続けていきたいと思っています。子育てについて、何が正しいのかはわかりませんが、自分なりに工夫をして子どもと一緒に成長していきたいです。



国保年金係配属3年目
(生活習慣の改善に努めます!!)

ガンパッテマス



育児相談の様子



大田市 健康福祉部
子ども家庭支援課 保健師

むねちか

棟近あやか

保健師活動を通して

私

は保健師として働きだして5年目になりました。5年目といっても1年間は育児休暇

を取得し育児に専念していましたので、産後の物忘れと戦いながら仕事を頑張っているところです。

主な業務は、母子保健事業で、その中でも大田市で令和3年度から新たにスタートした、「育児教室」を担当しています。この教室は、産後、親子での愛着を促し、保護者が安心して育児に取り組むことや、新型コロナウイルス感染症の影響で保護者同士のつながりの場が減少しているため、当事者同士のつながりの場を提供することで、閉じこもり育児を予防することを目的としています。

育児教室は年6回（前期、後期を3クール）で、前期教室はベビーマッサージ、ふれあい遊び、発達・発育、事故予防についての講話。後期教室は、親学講座、絵本の読み聞かせ、発達・発育についての講話をしています。

参加者からは、同じ月齢の保護者と話をすることで「子育てを振り返るきっかけになった。今しか見られない子どもの成長を楽しみながら見守っていきたい」「グループで話ができただけが楽しかった」との感想がありました。

育児に集中していると、あっという間に時間が過ぎてしまい、余裕がない日々になります。育児教室に参加された親子に、ゆっくり育児と向き合う

時間を提供できたのではないかと感じています。初めての育児で不安が強かったお母さんが、笑顔で子どもの成長を語ってくれる姿、子どもがすくすく成長している姿など、対象者の変化に触れ、人生の一部に寄り添えることが保健師の仕事の楽しさだと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、さまざまな事業が中止になったり、相談事業は予約制としたため、親子が気軽に参加しにくくなったりと、保健師が親子に会って話をする機会も減っています。家庭訪問や乳幼児健診で直接会って話ができる時間が今まで以上に貴重だと感じています。保健師と話をする時間が保護者にとって安心感を得られ、有意義な時間になるよう自分自身のコミュニケーション力や不安に寄り添えるよう知識を高めていきたいと思っています。

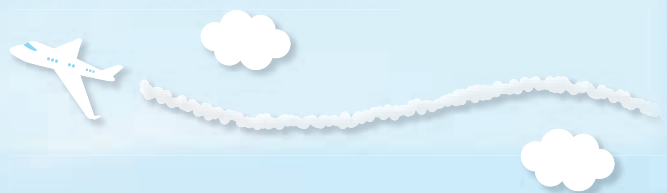
私自身、育児と仕事の両立は大変だなぁと感じることもありますが、この経験が、今までより保護者に寄り添った支援につなげられているのではないかと感じています。なかなかうまくいかないことや悩むこともあります。さまざまな経験や人との出会いから学んだことを生かして、保健師の仕事を楽しみながら保健活動をしていきたいと思っています。

みなさんこんにちは。雲南省の北湯口です。

平成26年度のスタートからおかげさまで9年目を迎えました。本コーナーでは、読者の皆さんの活動的なライフスタイルを後押しすべく、身体活動（＝生活活動＋運動）の概念を正しくお伝えするとともに、科学的根拠に基づく確かでタイムリーな情報をお届けすることを目的としています。身体活動のコツをしっかりと掴んでいただけるよう、今年度もやさしくわかりやすい発信を心がけたいと思います。

さて、今年度のテーマは“働き盛り世代の身体活動”です。昨年度は「子どもの身体活動を知ることによって私たち大人世代の身体活動を振り返りましょう！」という、ややまわりくどいお話でしたが、いよいよ読者諸氏にピンポイントのお話をしたいと思います。

この1年間もお付き合いをお願いします！



働き盛り世代って何歳ごろ？

「働き盛り」とはいつたいどのあたりの年代を指すのでしょうか？

調べると明確な年齢区分はないようですが、国内外を含め、35歳から60歳代前半にかけての年代を指すことが多いようです（出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）。35歳と言えば、一般には社会人となって十数年が経過し、仕事にも脂が乗ってくる頃です。その後、40代から60代にかけては、経験とともに職務の幅や責任がますます大きくなり、さらに忙しく働く日々が続いていきます。

働き盛りは「壮年期」とも言われ、その意味は、“一生のうちで最も盛んに仕事ができる年ごろ”とか“心身ともに成熟して働き盛りの年ごろ”（出典：コトバンク）と

働き盛り世代の身体活動編

あなたもきつとできる！ 身体活動の コツ

第 49 回



身体教育医学研究所うんなん
主任研究員

きた ゆ ぐち じゅん
北湯口 純

●プロフィール

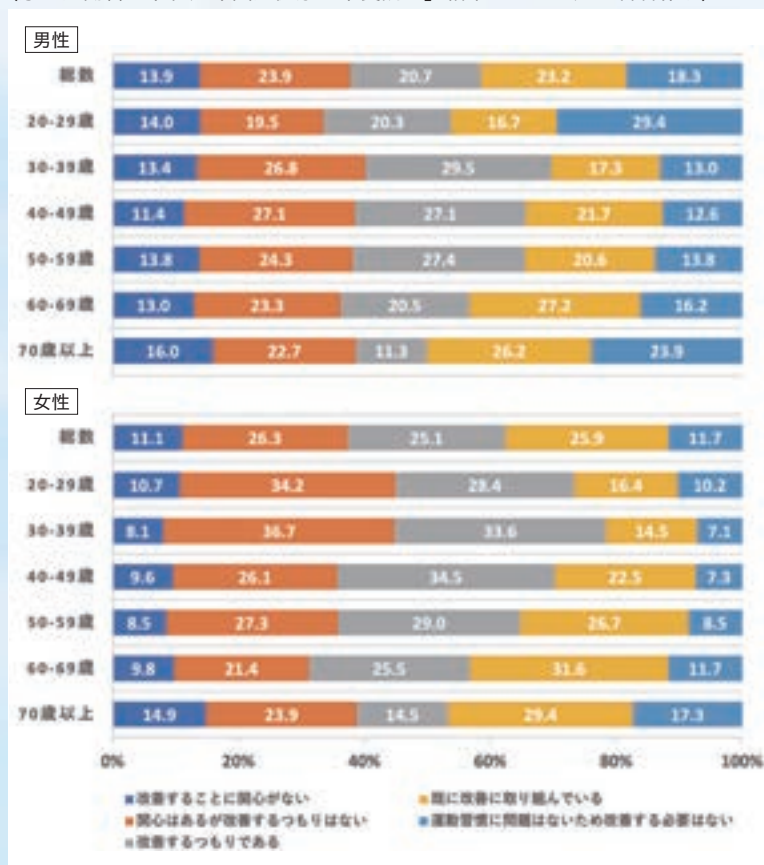
平成18年4月に雲南省が設置した研究機関で、地域の健康づくり政策の形成に資する実践的学術研究の推進に取り組んでいる。今年度の主要研究テーマは、「スポーツによる地域共生社会の実現に向けた実践評価モデルの構築」。

博士（環境共生学）、修士（武道・スポーツ学）、健康運動指導士、島根大学研究・学術情報機構地域包括ケア教育研究センター客員研究員、日本転倒予防学会理事、日本体力医学会評議員、日本運動疫学会編集委員、日本運動器疼痛学会代議員など。

●最近の著書（共著含む）

- 1) Kamioka H, Kitayuguchi J (4th), et al. Compliance of clinical trial protocols for Foods with Function Claims (FFC) in Japan: consistency between clinical trial registrations and published reports. *Nutrients*. 2021 (in print)
- 2) Kitayuguchi J, Abe T, et al. Association between hilly neighborhood environment and falls among rural older adults: a cross-sectional study. *Journal of Rural Medicine*.16(4):214-221.2021

図1 運動習慣改善の意思（20歳以上、性・年齢階級別）
（厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」結果データを元に著者作成）



役割を担っている方々の身体活動に焦点を当ててお話を進めていきたいと思います。

実は高い、健康（運動）意識

働き盛り世代は、仕事が充実して責任も増えてくる一方で、子育てや地域活動など家庭や地域社会での役割や負担も重なってくるなど、とにかく多忙を極めます。相手のある仕事や生活に多大なエネルギーと時間を費やさざるをえなくなり、自分のこと、とりわけ健康面が二の次になりがちです。

とはいえ、健康意識が決して低いわけではありません。国の調査によれば、働き盛り世代（図1では30～59歳とします）において運動習慣を改善することに関心を持つ人は、男女ともに約9割にものぼります。しかも、5～6割の人たちは、これから改善するつもりがあったり、既に改善に取り組んでいる人たちが（既に運動習慣があつて改善の必要を感じていない人も含む）でした。働き盛り世代の運動不足は健康

づくり分野ではしばしば問題に挙げられますが、実は、運動意識は非常に高く、その実践者も意外と多いことが国の調査からうかがえます。

一方で、「改善することに関心がない」、「関心はあるが改善するつもりはない」と答える人も3～4割を占めていました。前者は改善する関心も意思もないという人たちですが、後者はあくまで関心がある人たちです。この「改善したくない」というより「改善したくてもできない（わかつちやいるけど運動する時間がとれない）」ことが主な理由ではないかと考えています。いずれにしても、このカテゴリーに属する人たちは、確実に自分の健康（身体活動や運動の実践）が二の次になっている方々と言えます。

今年度の内容は…

余暇時間がとりわけ限られてしまい、自らの健康が二の次になりがちな働き盛り世代。今年度はそんな働き盛り世代の身体活動の実践を少しでも後押しすることができようなお話ができればと思っています。

今後の内容としては、

- 「子育て中、からだが悲鳴を上げている!」
- 「労働者（座り仕事、立ち仕事）の身体活動の実態は?」
- 「介護・医療従事者は身体“過”活動!」
- 「農作業従事者のからだのケア」

などを予定しています。

（続く）

お手軽

メタボ解消！健康への道

ヘルシー料理教室



鶏むね肉のアスパラ巻き

5月が旬のアスパラガスを使用した、鶏むね肉のアスパラ巻きです。むね肉の皮を取ることで、低カロリーでもボリュームのある料理になります。ソースは、わさびやごまを使用し、減塩でも刺激のある味付けにしました。わさびが苦手な方は、ごまの量を増やしたり、辛子を加えてみたりしてください。

【材料（2人分）】

鶏むね肉…… 1枚(皮なし300g)
アスパラガス…………… 3本
塩…………… 少々
酒…………… 100ml

*ごまワサビソース

マヨネーズ…………… 大さじ1
わさびチューブ…………… 1cm
※量はお好みで調整ください
すりごま…………… 大さじ1/2
濃口しょうゆ…………… 小さじ1/2
ブラックペッパー…………… 少々

*付け合わせ

リーフレタス…………… 10g
ミニトマト…………… 4個

【作り方】

- ① ごまワサビソースの材料を計量し、混ぜ合わせておく。
- ② 鶏むね肉は皮を取り、観音開きにする。めん棒等で叩き、均一な厚さにし、塩を振る。
- ③ アスパラガスは根元を1cm切り落とし、根元から1/3程度はピーラー等で皮を剥ぐ。
- ④ 鶏むね肉にアスパラガスをのせて巻き、巻き終わりをつまようじで数箇所留める。
- ⑤ ④を鍋に入れ、かぶる程度の水と酒100mlを入れふたをし、弱火で25分茹でる。半分に切り、中が赤ければ、火が通るまでさらに茹でる。
- ⑥ つまようじを取り、10等分に切る。
- ⑦ 付け合わせとともに、皿に盛り付ける。



島根県栄養士会
郷原 志織

【1人分】

エネルギー 247kcal
塩分 0.8g

〈一口メモ〉

時間がないときは、アスパラを巻いた後ラップに包み、500Wの電子レンジで3分、上下をひっくり返しさらに3分加熱してもOKです。

ホッと一息 ココロの 和カフェ



いちばたやくし 一畑薬師管長 (いちばた じ 一畑寺住職)
いづか だいこう 飯塚 大幸

現代社会を特徴づけるものとして、“ストレス”があります。時間に追われ、ゆったりとした生活をする事ができず、心のバランスも崩れてしまいます。職場におけるメンタルヘルスが重要視される中、ここでは、一畑薬師管長の飯塚大幸氏に“心の健康”についてお話いただきます。『ココロの和カフェ』でホッと一息つきませんか？

法事

コロナ禍が快方に向かい人の移動が増えてきました。まだマスクは外せませんが日常が戻りつつあります。法事もまたしかり。遠方から家族や親族が帰って来ることも多くなりました。『何年かぶりに家族がそろいました』『やつと親族が集まることができました』という声を聞くと、あらためて家族・親族の絆の大切さを感じます。

そもそも法事とは、故人を供養するという仏教の言葉です。厳密には、お経をあげるおつとめを「法要」、法要と食事も含めた行事を「法事」と呼びます。法要とは、残された者が故人を偲び供養をする儀式です。故人があつた世でよい報いを受けるために、仏の教えであるお経をあげて学び合うのです。これを冥途の幸福（冥福）を祈ると言います。

一方で法事は、家族・親族の絆、人と人とのご縁、この人がいたから私がいるという命のつながりを再確認することでもあります。法要の後の食事はそういう意味で大切です。あらためて故人への感謝の念を感じ、自分自身の命の尊さを見つめ直す場になります。

仏教では法要を行う日が決まっています。詳しい説明は省きますが、初7日から49日の

仏の世界へ渡る（満中陰）までの法要、そして1周忌、3回忌、7回忌、13回忌などの年忌法要です。近い故人の命日を覚えておくとういでしょう。

私は立場上、多くの方の場面に立ち会うことがあるのですが、つくづく法事はよいものだと感じます。仏事は非日常のことであり、とても煩わしく感じる方も多いと思います。生まれることも死ぬことも人生1回限りのことです。葬儀や納骨なども、心の準備がなければ実に困惑するでしょう。あらかじめ考えておくのはよいことです。考えることにより、生き方も変わります。

飯塚 大幸 / いづか だいこう

いちばたやくし 一畑薬師管長 (いちばた じ 一畑寺住職)

昭和35年 島根県出雲市(旧平田市)生まれ
昭和48年 13歳で京都・大珠院(盛永宗興師)へ弟子入り

昭和58年 駒澤大学仏教学部 卒業
昭和58年 埼玉・平林寺専門道場へ入門(6年間)
平成元年 ロンドン仏教協会 禅センターへ留学(1年間)
平成5年 一畑寺 住職(現職)
平成14年 一畑薬師教団 管長(現職)

- ・社会福祉法人真心会 理事長
- ・山陰尺八道場 第三代会場主
- ・島根半島四十二浦巡り再発見研究会 会長
- ・出雲縁結び街道振興協議会 会長

○趣味 尺八、自転車、ジョギング

連合会事業実施計画

●担当

[総] 総務課 [事] 事業課
[審] 審査課 [電] 電算システム課
[介] 介護保険課

刊行物・その他		国会主催以外の会議等予定	月
[事] 機関誌「しまねの国保」発行(奇数月) [事] 第三者行為求償弁護士相談(毎月) [事] 第三者行為求償事務相談(随時) [事] 保険料(税)適正算定マニュアル操作説明(随時) [事] 医療費等データの提供(随時) [事] 健康づくりイベント支援(随時) [審] 「しまね国保連通信」発行(奇数月) [電] 電算業務等に係る保険者巡回相談(随時) [介] 介護サービス苦情相談(随時)			毎月・随時
			4
[事] 多重債務等相談(18日:益田市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(19日:大田市)		島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」総会(31日:本会)	5
		特定保健指導技術研修会(24日:Web会議) 保険者協議会定期監査(上旬:本会) 保険者協議会企画調査部会(上旬:本会) 保険者協議会(下旬:本会)	6
[事] 多重債務等相談(20日:出雲市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(21日:大田市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(22日:出雲市) [事] 「医療費マップ」作成 [介] 保険者訪問			7
[事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(8日:益田市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(9日:奥出雲町) [審] レセプト点検相談 [介] 保険者訪問			8
[事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(28日:出雲市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(29日:奥出雲町) [審] レセプト点検相談 [介] 保険者訪問 [介] 「介護給付費請求の手引き」作成			9
[事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(25日:大田市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(26日:江津市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(27日:奥出雲町) [事] 「島根県国民健康保険疾病統計表」作成			10
[事] 多重債務等相談(16日:出雲市、益田市、大田市) [事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(29日:出雲市) [事] 「統計でみる島根の国保」作成		国保制度改善強化全国大会(18日:東京都) 保険者協議会定期監査(上旬:本会)	11
		保険者協議会企画調査部会(上旬:本会) 保険者協議会保健活動部会(中～下旬:本会)	12
			1
[事] 国保料(税)収納アドバイザー相談(16日:益田市)		全国国保運営協議会会長等連絡協議会(下旬)	2
			3

令和4年度 島根県国民健康保険団体

月	総会等	会議・委員会等	保険者等共同事業
毎月・随時		[審]診療報酬審査委員会(毎月) [介]介護給付費等審査委員会(毎月) [介]介護保険保険者事務処理システム運営委員会 (毎月・Web併用またはWeb会議) [介]介護サービス苦情処理委員会(随時)	[事]第三者行為求償事務(毎月) [事]AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業(随時) [事]特定健診等受診券作成(随時) [審]レセプト点検(毎月) [電]共同電算処理事業(毎月) [電]国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務(毎月) [介]介護保険保険者事務共同処理事業(毎月) [介]介護給付適正化共同事業(毎月) [介]介護保険保険者事務処理システム共同開発事業(毎月) [介]障害者総合支援事務共同処理事業(毎月)
4		[事]国保診療施設協議会地域医療委員会(18日:Web会議) [事]新任国保事務担当者連絡会(26日:本会・Web併用) [事]特定健診等データ管理システム説明会 (26日:本会・Web併用) [事]国保総合システム等操作研修会(27日:本会)	
5		[事]市町村保健活動協議会役員会(17日:本会・Web併用) [事]第1回保健事業支援・評価委員会(23日:Web会議) [事]国保事務研究協議会国保主管課長等会議 (26日:本会・Web併用) [事]在宅保健師等研修会(31日:本会・Web併用)	
6	[総]監事会 (23日)	[介]介護保険担当者説明会(2日:本会・Web併用) [事]第三者行為求償事務研修会(10日:Web会議) [介]障害者総合支援担当者説明会(30日:本会・Web併用) [事]第2回保健事業支援・評価委員会(中旬:本会・Web併用)	
7	[総]三役会 [総]理事会 [総]通常総会	[事]中国地方国保事務担当者研究協議会(1日:Web会議) [事]第3回保健事業支援・評価委員会(中旬:本会) [事]高齢者の保健事業の推進に係る研修会(中～下旬:本会) [事]国保事務研究協議会地区会議(下旬:本会・浜田市) [介]介護給付適正化研修会	[事]重複・多剤投与者服薬情報通知(下旬)
8		[事]国保料(税)収納率向上対策研修会(30日:本会) [事]保健事業の推進に係る保健師・国保担当者研修会 (中～下旬:本会) [事]第4回保健事業支援・評価委員会(下旬:本会)	[事]後発医薬品自己負担軽減例通知(下旬)
9		[事]健康づくり講演会(3日:大田市) [事]特定健診受診率向上に係る研修会(上～中旬:本会) [事]保健事業の推進に係る保健師・国保担当者地区別研修会 (下旬:本会・浜田市・西ノ島町)	[事]後発医薬品自己負担軽減例通知(下旬)
10		[事]国保運営協議会会長連絡協議会(中旬:本会) [事]国保診療施設協議会地域医療委員会(中旬:松江市) [事]国保事務研究協議会地区会議(下旬:本会・浜田市) [事]第30回島根県国保地域医療学会(下旬:松江市)	[事]後発医薬品自己負担軽減例通知(下旬)
11	[総]監事会 [総]三役会 [総]理事会		[事]後発医薬品自己負担軽減例通知(下旬)
12			
1		[事]第5回保健事業支援・評価委員会(中旬:本会)	
2	[総]三役会 [総]理事会 [総]通常総会	[事]第6回保健事業支援・評価委員会(上旬:本会)	
3		[事]第7回保健事業支援・評価委員会(上旬:本会)	

事務分掌

総務課

総務会計係 (0852-21-2162)

会員、総会、理事会、法令、規約、規則、規程、細則、内規、認可、届出、給与、賞与、報酬、手当、旅行命令、労務管理、職員研修、財務、税務、予算執行管理、財産管理、債権譲渡等、出納、資金の調達・運用、決算、会館・防火管理、文書発受・管理、福利厚生、健康保険、年金、労働保険、表彰、検収

企画財政係 (0852-21-2188)

企画・調査・研究、財政運営・分析、予算編成・執行計画、中期経営計画、個人情報保護、監事会、外部監査、内部監査

事業課

保険者支援係 (0852-21-2136)

国保事業費納付金等算定支援、運動・陳情関係、国保事務研究協議会、保険者財政等の調査・分析、国保料（税）収納対策支援、国保連合会等補助金、第三者行為損害賠償求償事務、国保運営協議会会長連絡協議会、後発医薬品普及促進事業、重複・多剤投与者服薬情報通知、結核・精神特別調整交付金申請支援、広報（機関誌、ホームページ等）、統計資料等作成、書籍等幹旋

保健事業係 (0852-21-2112)

保険者協議会、KDB・Focusシステム利活用促進、市町村保健活動協議会、特定健診受診率向上対策、特定保健指導実施率向上対策、国保診療施設協議会、医療費等統計・分析、在宅保健師活動支援、在宅保健師等による市町村保健活動を補完する事業、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業、特定健診等データ管理、健康づくり講演会、健康づくりイベント支援、保健事業備品の貸出・管理、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援、糖尿病性腎症等重症化予防

審査課

審査第一係・審査第二係 (0852-21-2114)

診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務共助、給付・資格確認業務、地方単独医療費助成事業、療養費

審査管理係 (0852-21-2163)

診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務共助、診療報酬等請求支払業務、過誤調整業務、全国決済業務、特定健診等費用決済、出産育児一時金支払業務、風しん抗体検査等費用支払業務、コロナワクチン予防接種等費用支払業務

レセプト点検係 (0852-21-2107)

診療報酬審査委員会、診療報酬等審査事務共助、診療報酬再審査業務、レセプト点検共同事業

電算システム課

電算管理係 (0852-21-2126)

保険者事務共同電算処理事業、退職者医療共同事業、国保総合システム運用、特定健診等データ管理システム運用、国保データベースシステム運用、後期高齢者医療請求支払システム運用、電子帳票及び国保連データ連携システム運用、ネットワーク管理、オンライン請求システム運用、国保事業費納付金等算定標準システム運用、国保情報集約システム運用、国保事業報告システム運用、市町村事務処理標準システムのクラウド環境における導入及び運用支援、オンライン資格確認等システムの運用等支援、基幹系セキュリティ対策システム運用、TV会議・Web会議システム運用

介護保険課

介護福祉係 (0852-21-2122)

介護給付費等審査支払業務、介護給付費等審査委員会、介護保険保険者事務共同処理事業、障害者総合支援給付費審査支払業務、障害者総合支援事務共同処理事業、高額医療合算介護サービス費関係事務、介護保険保険者事務処理システム共同開発事業、特別徴収経由機関等業務、介護サービス苦情処理業務、介護サービス苦情処理委員会、介護給付適正化共同事業

人事

1 人事異動（係長以上）

（令和4年4月1日付け）

新 職 名	氏 名	旧 職 名
事務局長	星 野 充 正	事務局次長 総務課長事務取扱
総務課長	山 根 良 平	総務課課長補佐 総務会計係長 事務取扱 企画財政係長 事務取扱
審査課課長補佐 審査第一係長 事務取扱	寺 本 美 春	審査課 審査第一係長
事業課調整監	長 岡 奈 美	事業課 保健事業係長
総務課 総務会計係長	山 代 直 樹	審査課 審査第二係長
審査課 審査第二係長	土 居 竜 也	審査課 審査管理係長
審査課 審査管理係長	川 上 周 平	事業課主幹
事業課 保健事業係長	佐川久美子	事業課主幹
総務課 企画財政係長	内 田 一 史	総務課主幹

2 新規採用（令和4年4月1日付け）

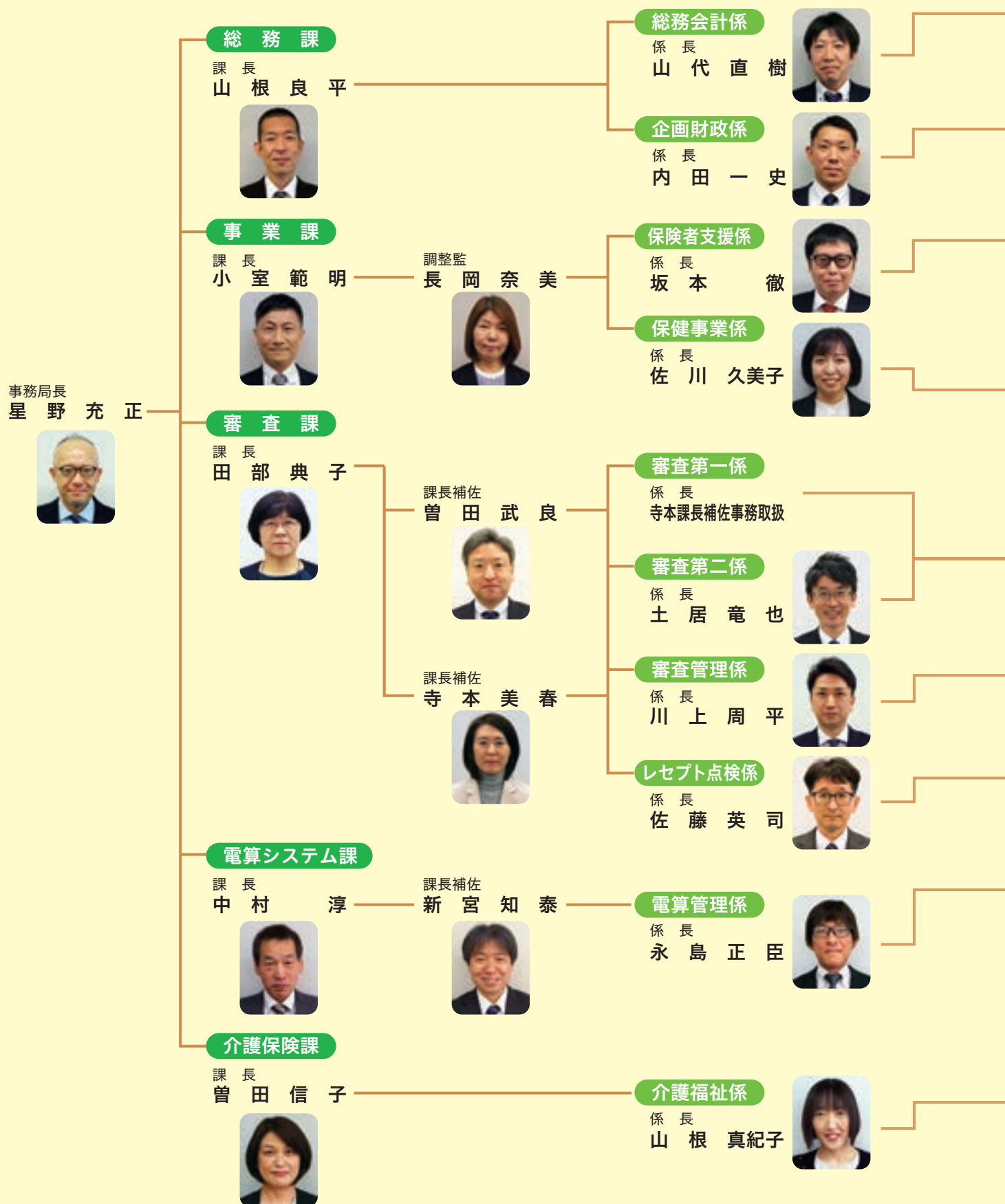
審査課主事	吾郷 佳奈
審査課主事	日野 拓也
事業課主事	高見友衣奈

3 退職（令和4年3月31日付け）

事務局長	竹中 雄三
介護保険課介護審査専門員	石破 規夫

島根県国民健康保険団体連合会事務局組織図

(令和4年4月1日現在)



New face

新規採用職員紹介

あ ご う か な
吾郷 佳奈

審査課
審査第一係



□趣味・特技

私の趣味は、スキーです。子どもの頃はスキースクールに通っていました。滑ることは、運動不足の解消になるだけではなく、冬景色を楽しむこともでき、気持ちもリフレッシュするので、今でも毎年の楽しみになっています。特に大山は日本海を望むことができ、スキーヤーも多く、お気に入りのスキー場です。皆さまのおすすめのスキー場があれば、ぜひ教えてください。

□健康法

私の健康法は、ウォーキングです。運動不足になりがちだったため、最近始めました。1回に4キロは歩くように心掛けています。島根の街や自然、

歴史が楽しめるコースを考えて、気分転換をしています。

□座右の銘

「為せば成る 為さねば成らぬ何事も」

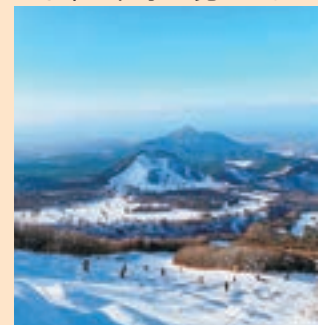
何事に対しても前向きな姿勢を忘れず、挑戦していきたいです。

□意気込み（抱負）

国保連合会業務に携わることにやりがいと責任を感じ、身が引き締まる思いです。最初は至らない点も多々あるかと思いますが、一つ一つの仕事に真剣に取り組み、少しでも早く仕事が覚えられるよう精一杯努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



滑走の準備中



大山から日本海を望む景色
(絶景です!!)

ひ の た く や
日野 拓也

審査課
審査第二係



□趣味・特技

友人と旅行に行くことが好きです。観光地巡りのほか、言葉や人の気質など、旅先ごとに雰囲気の違いを体感できることが楽しみです。同時にカメラで写真を撮ることも好きなので、旅先では気に入った風景などを写真に収めています。今まで国内を中心に旅行したので、海外にも行ってみたいです。

□健康法

犬の散歩、よく寝ること

□座右の銘

「三十六計逃げるに如かず」

兵法の最後の策で、不利な状況に陥ったとき、全滅するよりも、一度身を引き、再起を図るほうが

得策であるというものです。ことわざのように、困難な状況に陥った時、突き進むよりも、一歩引き、別の角度から柔軟に考え、軌道修正をして、進んでいくことを大切にしたいです。

□意気込み（抱負）

教わったことをしっかり吸収し、自分でできることを増やしていきたいです。また、基本を身につけた後は工夫もできるように、物事一つ一つの意味を考えながら取り組んでいきたいと思っています。

ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、感謝を忘れずに頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



飼犬の写真もたくさん撮っています
(満開の桜の下で笑う愛犬)

たか み ゆ い な
高見友衣奈

事業課
保健事業係



□趣味・特技

私の趣味は、身体を動かすことです。休日には、友人とバスケットボールやスケートボードなどをして気分をリフレッシュしています。コロナ禍に陥る前には、隠岐の島まで足を運び、釣りやカヌーを楽しみました。運動に限らずアクティブなことが好きなので、今後は新たなアクティビティにも挑戦してみたいと考えています。

□健康法

私の健康法は、おいしいものを食べることです。胃袋が幸せだと心も身体も健康になれた気がします。

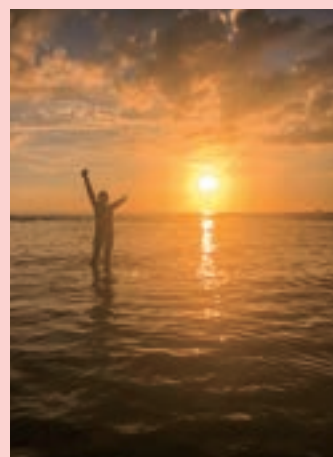
□座右の銘

「人は、いつか死ぬ」

これはお笑い芸人の方の言葉ですが、自分も周囲の人々も100年後には誰もいなくなるから、自分を取り巻く状況は些細な事だという意味が込められているそうです。この言葉を聞いてから羞恥心や失敗に対する恐怖心が小さくなり、前向きになることができました。

□意気込み（抱負）

社会人、一職員としてまだまだ至らない点が多くご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、皆さまのお役に立てよう精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



隠岐の島で撮った1枚です！



データヘルスのことなら データホライゾンにおまかせください

独自のレセプト分析技術と精度の高い糖尿病腎症重症化予防サービスを活用し、データヘルスのPDCAサイクルをワンストップで提供することができます。



株式会社データホライゾン
広島市西区草津新町一丁目21番35号

データホライゾン

検索

【お問合せ先（西日本営業課）】

082-279-5553

日	行 事
29	AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（津和野町、雲南市、西ノ島町） [Web会議] 職場説明会 [Web会議]  画面越しに参加者と意見交換する 本会の担当者
30	令和4年度診療報酬等点数表改定説明会 [テレビ会議]（～31日）

4月

日	行 事
6	国保中央会役員候補者選考委員会 [Web会議]
8	国保連合会審査担当初任者研修（1班）[テレビ会議]
11	在宅保健師等による雲南市の保健活動を補完する 事業検討会 [雲南市]
12	国保連合会・中央会初任者研修（2班）[テレビ会議] （～14日） 健康医療情報等分析システム（Focusシステム）の 更改及び令和4年度国保・後期高齢者ヘルスサポート 事業に係る説明会 [Web会議] 島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」会計監査 [本会]
13	全国国保連合会審査担当課（部）長会議 [テレビ会議]
15	国保連合会審査担当初任者研修（2班）[テレビ会議] 中国地方国保協議会総会 [Web会議] 弁護士相談 [本会] 島根県柔道整復療養費審査委員会 [本会]
16	島根県国民健康保険診療報酬審査委員会 [本会] （～22日）
18	第1回島根県国民健康保険診療施設協議会 地域医療委員会 [Web会議]  本県国保診療施設協議会の 令和4年度事業等について協議を行った。
20	全国国保連合会総合調整会議 [テレビ会議]

日	行 事
21	後期高齢者医療制度に係る市町村担当者会議 [Web会議] 介護給付費等審査委員会 [本会]
25	社会保険委員会 [Web会議]
26	しまね働く女性きらめき応援会議 第1回ワーキングチーム全体会議 [島根県民会館] 新任国保事務担当者連絡会  市町村等の新任国保事務 担当者を対象とした連絡 会を開催。島根県健康 福祉部健康推進課および 本会から説明等を行った。
27	特定健診等データ管理システム説明会  特定健診等データ管理 システムについて、基本 的な操作方法等に関する 説明を行った。
27	次期国保総合システム担当者説明会 [テレビ会議] 不妊治療の保険適用に係る説明会 [Web会議] 審査支払業務検討委員会作業部会 ワーキンググループ [Web会議]（～28日） 国保総合システム等操作研修会  本会が管理運営し、国保 保険者が利用する各種 事務処理システムにつ いて、実機を用いた操 作研修を実施した。
28	審査支払業務検討委員会 [テレビ会議] 中国地方国保診療施設協議会歯科保健部会 [Web会議] 中国地方国保診療施設協議会歯科保健研修会 [Web会議]  中国地方の国保診療施設 等歯科関係者による研修 会を本県の担当で開催。 松江市立病院歯科口腔 外科部長 成相義樹氏に よる講演および意見交 換等を行った。
	意見交換の様子 第1回介護保険保険者事務処理システム運営委員会 [本会]

日	行 事
1	審査支払業務検討委員会審査技術検討グループ [テレビ会議] 介護保険審査支払システム等担当者説明会 [Web会議]
3	審査事務共助知識力認定試験フォローアップ研修 [テレビ会議] 第6回保健事業支援・評価委員会 [Web会議]
4	全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会 [テレビ会議] 療養費ブロック別意見交換会 [Web会議] 第7回保健事業支援・評価委員会 [Web会議]
5	しまね企業ガイダンス（合同企業説明会） [くにびきメッセ]
7	データヘルス研究ユニット主催シンポジウム [Web会議]
8	審査支払業務検討委員会審査技術検討グループ [テレビ会議]
10	全国国保連合会総合調整会議 [テレビ会議] 地域・職域連携推進関係者会議 [Web会議] 在宅保健師等による雲南市の保健活動を補完する 事業検討会 [雲南市]
11	第4回島根県医療審議会総会 [Web会議] 第4回島根県地域医療支援会議 [Web会議]
15	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 企画調整担当者情報交換会 [島根県市町村振興センター] 健康経営オンラインセミナー [Web会議]
16	第2回小規模国民健康保険団体連合会の諸課題 検討会議 [テレビ会議] 全国国保連合会総合調整会議 [テレビ会議] KDBを活用した医療費分析ツール説明会 [Web会議] AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（吉賀町）[Web会議]

日	行 事
17	AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（安来市）[Web会議]
18	国民健康保険中央会定期理事会 [テレビ会議] 第2回島根県国民健康保険運営協議会 [島根県市町村振興センター]
18	弁護士相談 [本会] 島根県柔道整復療養費審査委員会 [本会]
19	島根県国民健康保険診療報酬審査委員会 [本会] （～25日）
22	保健事業・データヘルス等推進委員会 国保連合会保健師部会 [テレビ会議] 審査支払業務検討委員会 [テレビ会議] 糖尿病対策市町村等担当者連絡会 [Web会議] AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（益田市）[Web会議] 島根県在宅保健師等の会「ばたんの会」 第4回役員会 [本会]
23	介護保険・障害者総合支援合同担当者説明会 [Web会議] 介護給付費等審査委員会 [本会]
24	第12回介護保険保険者事務処理システム運営委員会 [Web会議]
25	国民健康保険中央会定期総会 [テレビ会議] AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（大田市、飯南町）[Web会議]
28	審査支払業務検討委員会作業部会 ワーキンググループ [Web会議] AIを活用した特定健康診査受診率向上支援事業 年度末報告等（江津市、隠岐の島町）[Web会議]

マツケイはあなたのニーズとITを結ぶパートナーです。



データセンター事業、システム開発(オープンソース：Ruby等)
データエントリ、プリンティング、機器販売

株式会社 マツケイ

TEL : 0852-32-1616

E-mail : contact@matsukei.co.jp

〒690-0046 島根県松江市乃木福富町7 3 5 番地 2 1 1



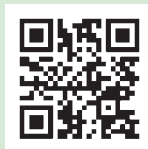
津和野体験Yu-na (ゆうな)(津和野町)

「ゆっくり、のんびりしていきなさい」という意味を持つ津和野の方言「ゆうな」。

山陰の小京都として有名な津和野町ですが、その魅力は観光スポットだけにとどまりません。四季折々の自然、地元食材、そしてここに住む人々……。津和野体験Yu-naは、専門ガイドの案内で歴史や文化に触れつつ、サイクリングやトレッキング、フードハンティングなどのアクティビティを通して、まちの魅力をまるごと肌で感じ、豊かな津和野時間を愉しむ体験・滞在プランです。

プログラムの詳細は、WEBページで展開中。ぜひこの機会に、Yu-naをチェックしてみてください。

【Yu-na推進協議会】<https://yuna-tsuwano.jp/>



SHIMANE NO KOKUHO

しまね
の国保

5

2022.MAY
NO.568



発行人／星野充正
発行所／島根県国民健康保険団体連合会
〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号
TEL 0852-21-2136 FAX 0852-21-2164
<https://www.shimane-kokuho.or.jp/>

印刷・製本／株式会社谷口印刷
〒690-0133 島根県松江市東長江町902-59
TEL 0852-36-5888 FAX 0852-36-5889
<https://www.tprint.co.jp/>